

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

平成27年2月
(令和6年3月改訂)

嘉手納町・読谷村
比謝川行政事務組合

【目 次】

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の主旨・目的	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第3節 他の計画との関係	3
第4節 計画の対象区域	4
第5節 計画の範囲	4
第6節 計画目標年次	5
第7節 一般廃棄物処基本計画の見直し、点検、評価	5
第2章 地域の概要	6
第1節 地理的・地形的特性	6
第2節 気象的特性	7
第3節 人口・世帯	8
第4節 産業の動向	9
1. 事業所数	9
2. 従業者数	10
第5節 土地利用状況	11
第6節 総合計画（開発計画）	12
1. 嘉手納町	12
2. 読谷村	13
第7節 一般廃棄物処理施設の整備状況	14
1. 焼却（熱回収）施設	14
2. リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設、保管施設含む）	16
3. 最終処分場	18
第3章 ごみ処理基本計画	19
第1節 ごみ処理の現況及び課題	19
1. ごみ処理の流れ（処理フロー）	19
2. ごみ処理体制	20
3. ごみ処理の実績	28
4. 一般廃棄物処理システム評価	43
5. ごみ処理の課題	47
第2節 ごみ処理行政等の動向	50
1. ごみ処理広域化の状況	50
2. 関係法令等	52
第3節 ごみ処理基本計画の基本方針等	53
1. 基本方針	53
2. 将来のごみ処理体系	54
3. 将来のごみ処理主体	55

第4節	ごみ処理基本計画	56
1.	ごみの排出量及び処理量の推計	56
2.	排出抑制・再生利用の目標達成による効果	65
3.	計画目標年次のごみ処理・処分フロー（排出抑制・再生利用目標達成後）	69
4.	施策の体系	70
5.	排出抑制・再資源化計画	71
6.	収集・運搬計画（分別収集計画）	77
7.	中間処理計画	80
8.	最終処分計画	82
9.	その他の計画	83

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の主旨・目的

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のシステムは、豊かで利便性の高い社会生活を創造してきたが、一方で、地球環境に様々な形で影響を与え、天然資源の枯渇や地球温暖化、気候変動に伴う豪雨災害、海洋プラスチックごみによる汚染、生物多様性の損失等、地球規模での環境問題を招いており、国際的にも、大きな社会問題となっている。

このような中、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能でより良い社会を実現するための「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、2030年までの達成が求められている。

国では、環境基本法や循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、各種リサイクル法、食品ロスの削減の推進に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等、法整備が進められてきた。そして、近年では、平成30年に循環型社会形成推進基本計画を改定し、環境・経済・社会の統合的向上を実現するための具体的な方策を定めている。

沖縄県では、「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」を令和4年3月に策定し、【地域循環共生圏形成による持続可能な沖縄】に向けた施策を展開している。

そして、比謝川行政事務組合（以下、「組合」という。）及び組合を構成する嘉手納町と読谷村では、平成27年2月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、同計画に基づいて、嘉手納町・読谷村地域（以下、「本地域」という。）の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、持続可能な社会の実現に向け鋭意努力してきたところである。しかし、近年、上記のとおりごみ処理行政の動向が変わってきており、新型コロナウイルス感染拡大によりライフスタイルの変化等も生じていることから、計画を見直しする必要性が生じている。また、環境美化センターが長期間稼働していることを踏まえ、新施設について検討する時期を迎えている。

以上を踏まえ、計画の進捗状況を検証し、持続可能な社会の実現に向けた取組を更に推進するため、一般廃棄物のうち「特別管理一般廃棄物」を除く「ごみ」を対象として、計画見直しを行う。

第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされている。

一般廃棄物の処理計画は、長期的視野に立った一般廃棄物処理の基本となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、年度ごとに基本計画実施のために必要な事項を定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されている。この関係を図示したものを図1-2-1に示す。

本計画は、ごみに関する部分を対象として、「廃棄物処理法」に基づき、長期的・総合的視点に立って、組合を構成する嘉手納町及び読谷村の廃棄物行政の基本方針を包括したものとして策定している。

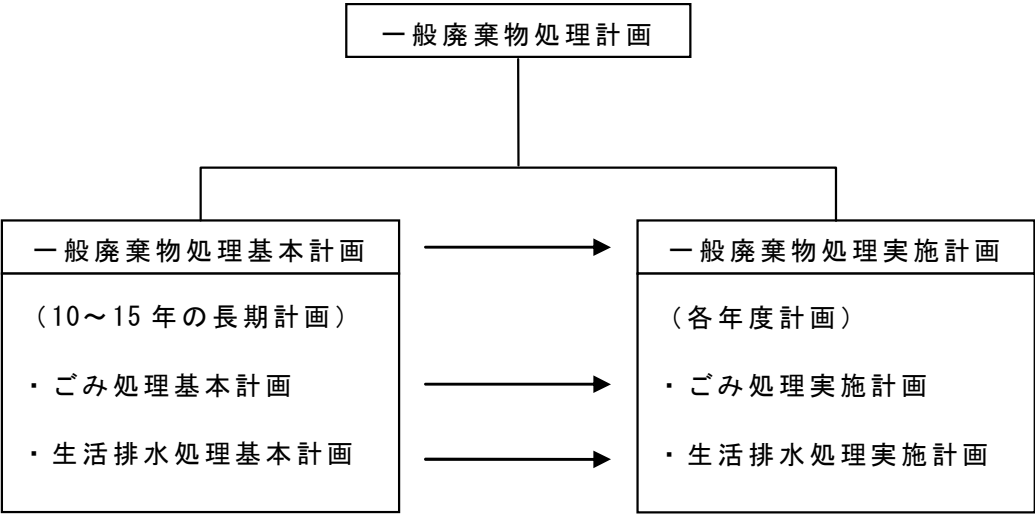


図 1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

第3節 他の計画との関係

本計画と他の計画との関係を図 1-3-1 に示す。

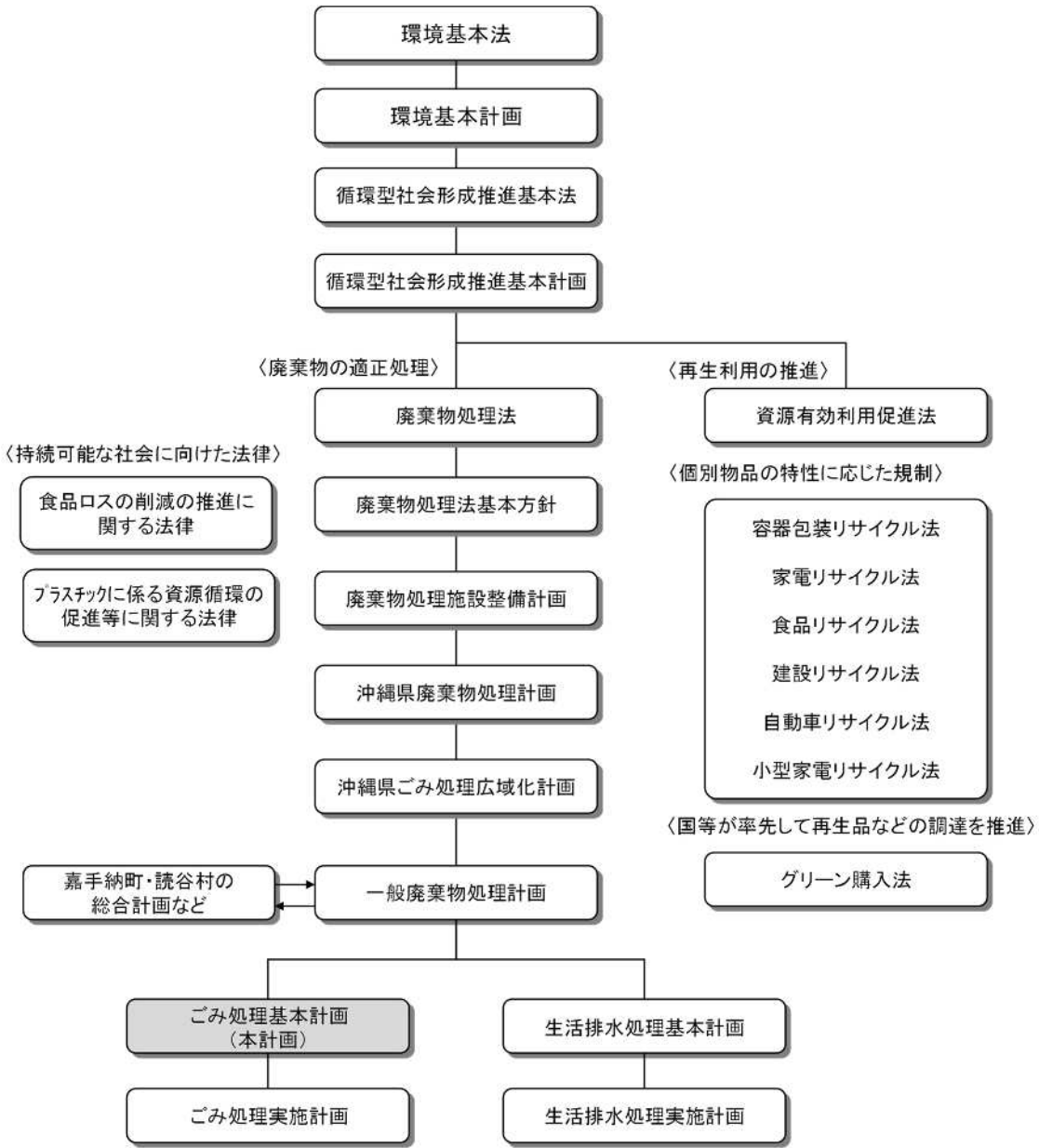


図 1-3-1 本計画と他の計画との関係

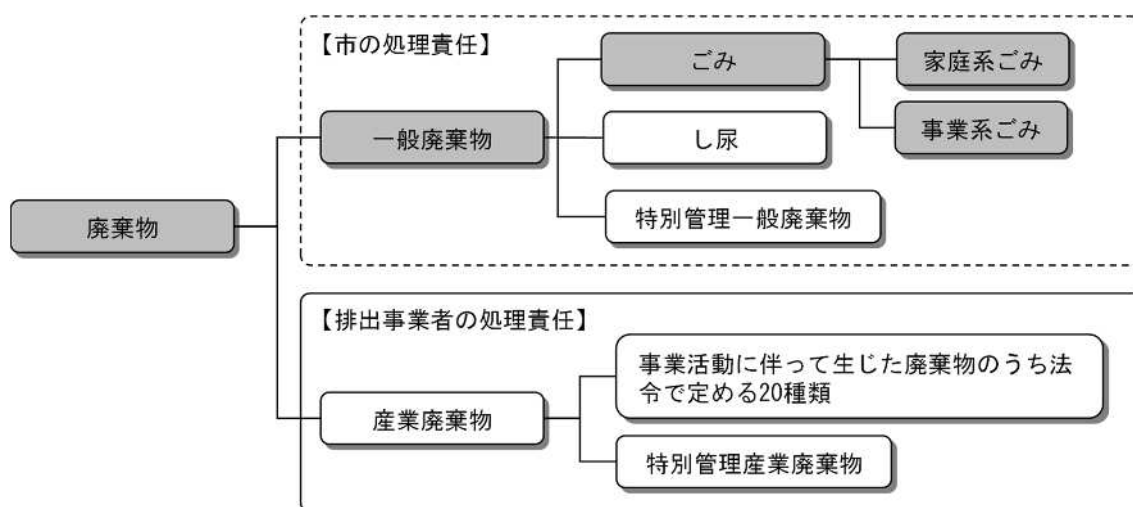
第4節 計画の対象区域

計画対象区域は、嘉手納町及び読谷村のそれぞれの行政区域内全域を対象とする。ただし、行政区域内の軍用地の範囲は処理区域外とする。

第5節 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物のうち、「特別管理一般廃棄物」を除く「ごみ」とする。

本計画の策定範囲については、排出抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分までを対象とする。



※：事業系ごみとは、事業所（公共施設含む）及び軍人宅から出た一般廃棄物

図 1-5-1 本計画で対象とする廃棄物

第6節 計画目標年次

計画期間は、平成 27 年度を初年度とし、令和 11 年度を計画目標年度とする 15 年間とし、計画策定から 5 年後の令和元年度と 10 年後の令和 6 年度を中間目標年度とする。

表 1-6-1 計画期間及び計画目標年度

平成・令和年度	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
計画期間	← 計画期間(15 年間) →														
計画目標年度					■ 中間目標					■ 中間目標					■ 計画目標

第7節 一般廃棄物処基本計画の見直し、点検、評価

本計画は、P l a n（計画の策定）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t（見直し）のいわゆる P D C A サイクルにより、各施策や目標の進捗状況について定期的な検証と継続的な改善を図る。

また、評価を踏まえて、概ね 5 年ごと、又は計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は本計画の見直しを行う。

（一般廃棄物処理基本計画策定の時期について）

「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 25 年 6 月／環境省)から抜粋

「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」

第2章 地域の概要

第1節 地理的・地形的特性

本地域は、沖縄本島の中央部に位置し、本地域の構成町村のうち、嘉手納町は那覇市から北へ約 23km、読谷村は北へ約 28km の距離に位置している。

本地域は、東シナ海に面し、地形分類は主にカルスト台地であり、南西部に埋立地、南東部に平坦化地がある。本地域を流れる県指定 2 級河川の比謝川沿いは山地・丘陵地となっている。表層地質は、琉球石灰岩（更新世～鮮新世）であり、得意な地形・地質として「石灰岩堤」がある。

本地域の総面積は 50.40km²（嘉手納町 15.12km²、読谷村 35.28km²）で、県全体の面積 2,282.16km² の約 2.2% を占めている。

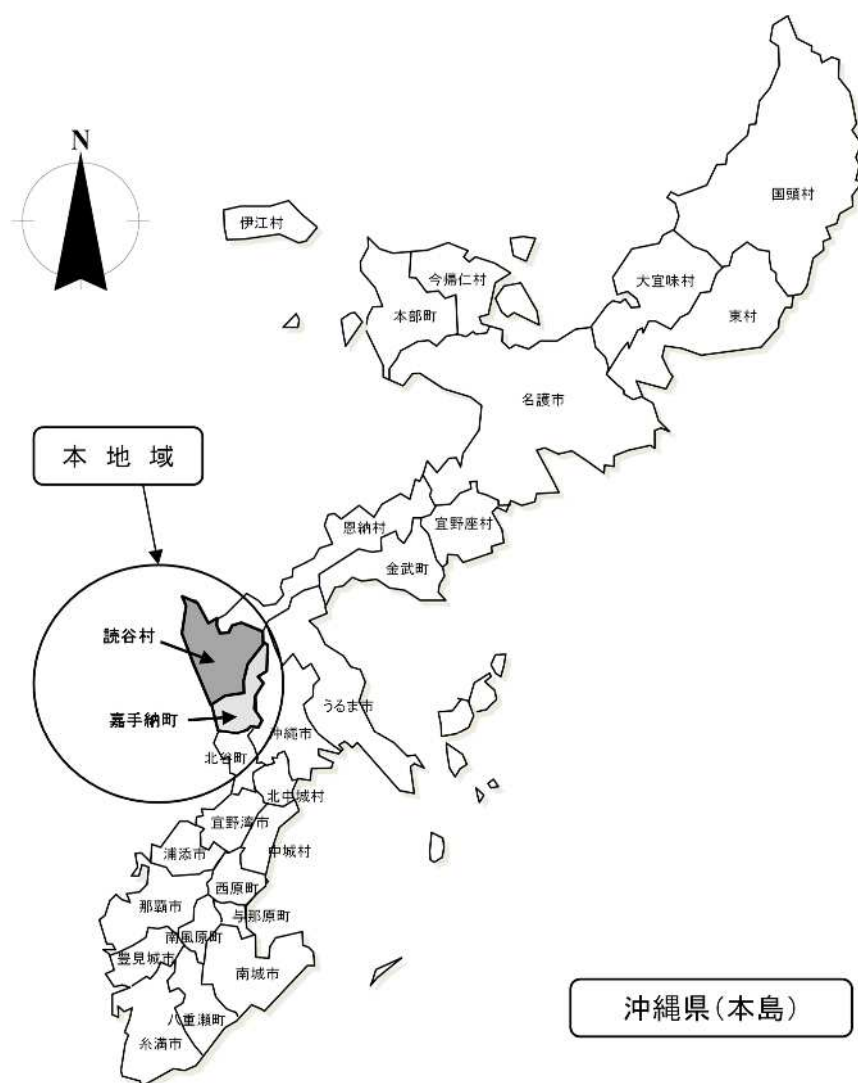


図 2-1-1 本地域の位置

第2節 気象的特性

本地域の気候は、亜熱帯海洋性気候に属し、降雨は梅雨期と台風期に多く、年平均降水量は約 2,161mm、年平均気温は約 23℃である。

表 2-2-1 本地域の気象概要(那覇観測所 平年値※¹)

要素	降水量 (mm)	気温(℃)			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
		平均	日最高	日最低		
統計期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020
資料年数	30	30	30	30	30	30
1 月	101.6	17.3	19.8	14.9	5.3	93.1
2 月	114.5	17.5	20.2	15.1	5.2	93.1
3 月	142.8	19.1	21.9	16.7	5.2	115.3
4 月	161.0	21.5	24.3	19.1	5.1	120.9
5 月	245.3	24.2	27	22.1	4.8	138.2
6 月	284.4	27.2	29.8	25.2	5.5	159.5
7 月	188.1	29.1	31.9	27	5.3	227
8 月	240.0	29	31.8	26.8	5.2	206.3
9 月	275.2	27.9	30.6	25.8	5.3	181.3
10 月	179.2	25.5	28.1	23.5	5.5	163.3
11 月	119.1	22.5	25	20.4	5.3	121.7
12 月	110.0	19	21.5	16.8	5.3	107.4
全年	2,161.0	23.3	26.0	21.1	5.3	1,727.1

※1：平年値は西暦年の1位が1の年から数えて、連続する30年間について算出した累年平均値をいい、これをその統計期間に引き続く10年間使用し10年ごとに更新されている。本データは、1991～2020年（平成3年～令和2年）の観測値に基づいた平年値を使用したものである。

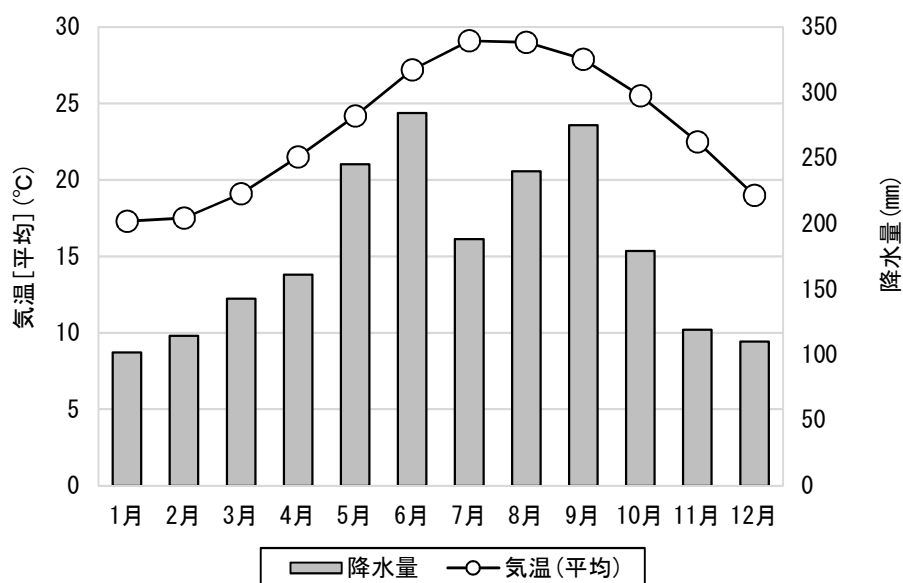


図 2-2-1 月別の気温及び降水量(那覇観測所 平年値)

第3節 人口・世帯

国勢調査結果による人口・世帯の推移を表 2-3-1、図 2-3-1 に示す。

人口及び世帯数はともに増加し、1 世帯当たり人員は減少しており、単身世帯や核家族世帯の増加が進む傾向にある。直近の国勢調査は令和 2 年度に行われており、本地域の人口は 54,727 人、世帯は 20,892 世帯であり、1 世帯当たりの人員は 2.62 人/世帯となっている。

表 2-3-1 人口及び世帯数の推移

単位：人、世帯、人/世帯

	年次	人口	世帯	1 世帯当たり人員
嘉手納町	H7	13,752	4,236	3.25
	H12	13,661	4,408	3.10
	H17	13,629	4,661	2.92
	H22	13,827	4,933	2.80
	H27	13,685	5,069	2.70
	R2	13,521	5,220	2.59
読谷村	H7	32,912	8,965	3.67
	H12	36,115	10,699	3.38
	H17	37,306	11,793	3.16
	H22	38,200	12,411	3.08
	H27	39,504	13,658	2.89
	R2	41,206	15,672	2.63
本地域	H7	46,664	13,201	3.53
	H12	49,776	15,107	3.29
	H17	50,935	16,454	3.10
	H22	52,027	17,344	3.00
	H27	53,189	18,727	2.84
	R2	54,727	20,892	2.62

資料：国勢調査結果（各年 10 月 1 日）

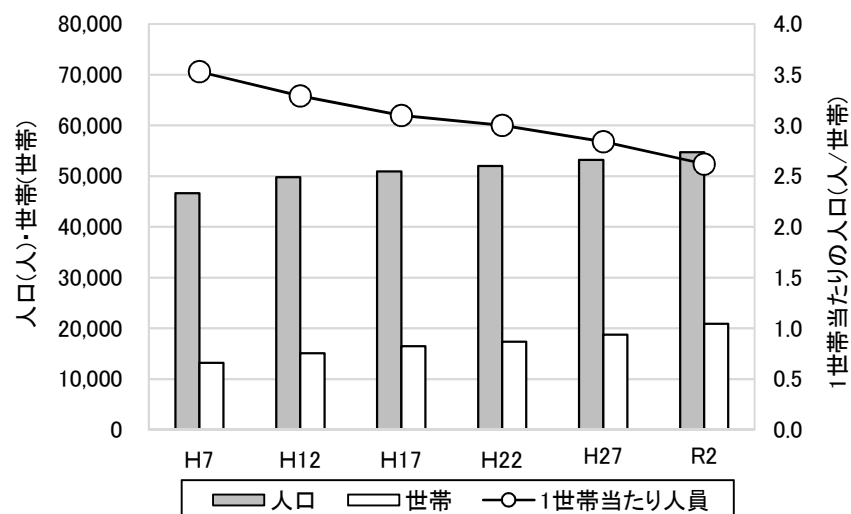


図 2-3-1 人口及び世帯数の推移

第4節 産業の動向

1. 事業所数

産業分類別事業所数の推移を表 2-4-1 に示す。

本地域全体では、産業全体の事業所数は減少傾向にある。産業別事業者数の割合の推移をみると、第一次産業は平成 18 年から平成 21 年にかけて大きく増加しているが、平成 24 年以降は微増減している。第二次産業は平成 16 年をピークに減少傾向にあったが、平成 26 年以降は増加しており、第三次産業は、増減はありながらも概ね横ばいで推移している。本地域の令和 3 年の事業所数は、第一次産業が 9 事業所、第二次産業が 328 事業所、第三次産業が 1,291 事業所となっている。

表 2-4-1 産業分類別事業所数の推移

単位:事業所

	年次	第一次産業		第二次産業		第三次産業		事業所数 合計
		事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	
嘉手納町	H13	－	0.0%	84	11.9%	622	88.1%	706
	H16	－	0.0%	73	10.5%	619	89.5%	692
	H18	－	0.0%	69	10.8%	572	89.2%	641
	H21	3	0.5%	64	10.4%	547	89.1%	614
	H24	1	0.2%	66	11.6%	500	88.2%	567
	H26	2	0.3%	65	10.9%	528	88.7%	595
	H28	－	0.0%	70	12.0%	513	88.0%	583
	R3	1	0.2%	69	13.2%	454	86.6%	524
読谷村	H13	4	0.3%	269	22.5%	923	77.2%	1,196
	H16	2	0.2%	346	28.7%	859	71.1%	1,207
	H18	4	0.3%	343	27.7%	891	72.0%	1,238
	H21	8	0.6%	338	26.4%	936	73.0%	1,282
	H24	6	0.5%	240	21.8%	856	77.7%	1,102
	H26	7	0.6%	251	21.9%	888	77.5%	1,146
	H28	6	0.5%	260	21.8%	925	77.7%	1,191
	R3	8	0.7%	259	23.5%	837	75.8%	1,104
本地域	H13	4	0.2%	353	18.6%	1,545	81.2%	1,902
	H16	2	0.1%	419	22.1%	1,478	77.8%	1,899
	H18	4	0.2%	412	21.9%	1,463	77.9%	1,879
	H21	11	0.6%	402	21.2%	1,483	78.2%	1,896
	H24	7	0.4%	306	18.3%	1,356	81.3%	1,669
	H26	9	0.5%	316	18.2%	1,416	81.3%	1,741
	H28	6	0.3%	330	18.6%	1,438	81.1%	1,774
	R3	9	0.6%	328	20.1%	1,291	79.3%	1,628

※1：第一次産業は農林漁業、第二次産業は鉱業、建設業、製造業、それ以外の分類を第三次産業とした。

資料：令和 3 年度沖縄県統計年鑑（総務省・経済産業省「経済センサス活動調査（令和 3 年）」）

平成 29 年度沖縄県統計年鑑（総務省・経済産業省「経済センサス活動調査（平成 28 年）」）

平成 27 年度沖縄県統計年鑑（総務省・経済産業省「経済センサス基礎調査（平成 26 年）」）

平成 25 年度沖縄県統計年鑑（総務省・経済産業省「経済センサス活動調査（平成 24 年）」）

平成 24 年度沖縄県統計年鑑（総務省統計局「経済センサス基礎調査（平成 21 年）」）

平成 22 年度沖縄県統計年鑑（県統計課「事業所・企業統計調査結果報告（平成 18 年）」）

平成 18 年度沖縄県統計年鑑（県統計課「事業所・企業統計調査結果報告（平成 16 年）」）

平成 16 年度沖縄県統計年鑑（県統計課「事業所・企業統計調査結果報告（平成 13 年）」）

2. 従業者数

産業分類別従業者数の推移を表 2-4-2 に示す。

本地域全体では、産業全体の従業者数は増加する傾向にある。産業別従業者数の割合の推移をみると、第一次産業は平成 24 年まで増加傾向にあったが、平成 28 年に大きく減少している。第二次産業は減少傾向、第三次産業は微増傾向で推移している。本地域の令和 3 年の従業者数は、第一次産業が 68 人、第二次産業が 2,623 人、第三次産業が 10,631 人となっている。

表 2-4-2 産業分類別従業者数の推移

単位:人

	年次	第一次産業		第二次産業		第三次産業		従業者数 合計
		従業者数	割合	従業者数	割合	従業者数	割合	
嘉手納町	H13	－	0.0%	949	23.7%	3,051	76.3%	4,000
	H16	－	0.0%	826	20.7%	3,172	79.3%	3,998
	H18	－	0.0%	741	19.0%	3,162	81.0%	3,903
	H21	10	0.2%	772	18.4%	3,423	81.4%	4,205
	H24	7	0.2%	737	16.5%	3,718	83.3%	4,462
	H26	12	0.3%	622	15.7%	3,333	84.0%	3,967
	H28	－	0.0%	600	15.1%	3,366	84.9%	3,966
	R3	2	0.0%	608	13.8%	3,803	86.2%	4,413
読谷村	H13	31	0.5%	1,497	24.2%	4,654	75.3%	6,182
	H16	29	0.5%	1,965	30.6%	4,424	68.9%	6,418
	H18	39	0.5%	1,943	27.4%	5,120	72.1%	7,102
	H21	61	0.8%	1,765	22.4%	6,036	76.8%	7,862
	H24	97	1.2%	1,740	21.8%	6,151	77.0%	7,988
	H26	89	1.1%	1,787	21.2%	6,534	77.7%	8,410
	H28	17	0.2%	2,371	25.4%	6,948	74.4%	9,336
	R3	66	0.7%	2,015	22.6%	6,828	76.6%	8,909
本地域	H13	31	0.3%	2,446	24.0%	7,705	75.7%	10,182
	H16	29	0.3%	2,791	26.8%	7,596	72.9%	10,416
	H18	39	0.4%	2,684	24.4%	8,282	75.2%	11,005
	H21	71	0.6%	2,537	21.0%	9,459	78.4%	12,067
	H24	104	0.8%	2,477	19.9%	9,869	79.3%	12,450
	H26	101	0.8%	2,409	19.5%	9,867	79.7%	12,377
	H28	17	0.1%	2,971	22.3%	10,314	77.5%	13,302
	R3	68	0.5%	2,623	19.7%	10,631	79.8%	13,322

※1：第一次産業は農林漁業、第二次産業は鉱業、建設業、製造業、それ以外の分類を第三次産業とした。

資料：令和 3 年度沖縄県統計年鑑（総務省・経済産業省「経済センサス活動調査（令和 3 年）」）

平成 29 年度沖縄県統計年鑑（総務省・経済産業省「経済センサス活動調査（平成 28 年）」）

平成 27 年度沖縄県統計年鑑（総務省・経済産業省「経済センサス基礎調査（平成 26 年）」）

平成 25 年度沖縄県統計年鑑（総務省・経済産業省「経済センサス活動調査（平成 24 年）」）

平成 24 年度沖縄県統計年鑑（総務省統計局「経済センサス基礎調査（平成 21 年）」）

平成 22 年度沖縄県統計年鑑（県統計課「事業所・企業統計調査結果報告（平成 18 年）」）

平成 18 年度沖縄県統計年鑑（県統計課「事業所・企業統計調査結果報告（平成 16 年）」）

平成 16 年度沖縄県統計年鑑（県統計課「事業所・企業統計調査結果報告（平成 13 年）」）

第5節 土地利用状況

土地地目別面積を表 2-5-1、図 2-5-1 に示す。

土地利用地目別面積の総数は、本地域全体で 33,621,578m²であり、内訳別割合は、畑が 16.4%、宅地が 17.8%、山林が 0.7%、原野が 5.1%、その他が 60.0%を占めている。また、本地域には米軍基地があり、表 2-5-2 に示すとおり、嘉手納町が町全体の面積の 82.0%、読谷村が村全体の面積の 35.6%を占めている。

表 2-5-1 土地地目別面積(令和 2 年度)

単位:m²

	嘉手納町		読谷村		本地域	
		割合		割合		割合
田	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
畑	8,231	0.1%	5,504,270	23.9%	5,512,501	16.4%
宅 地	1,079,289	10.2%	4,912,981	21.4%	5,992,270	17.8%
山 林	0	0.0%	245,299	1.1%	245,299	0.7%
原 野	53,324	0.5%	1,646,791	7.2%	1,700,115	5.1%
その他	9,485,978	89.3%	10,685,415	46.5%	20,171,393	60.0%
総 数	10,626,822	100.0%	22,994,756	100.0%	33,621,578	100.0%

※1：国や地方公共団体の所有地などの非課税地積は含まれていない。

※2：「その他」は、池沼、牧場、雑種地（ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地）の合計。

資料：令和 4 年度沖縄県統計年鑑（県企画部市町村課「令和 2 年度分の土地に関する概要調査」）

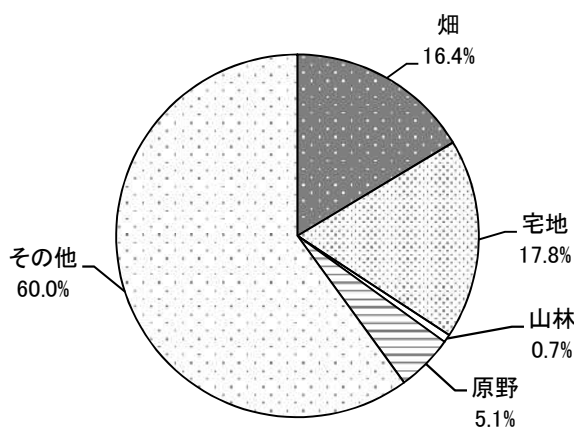


図 2-5-1 本地域の土地地目別面積(割合)(令和 2 年度)

表 2-5-2 米軍基地の面積(令和 2 年度)

単位:ha

	町村面積	施設面積	町村面積に占める割合
嘉手納町	1,512	1,240.4	82.0%
読谷村	3,528	1,255.1	35.6%

資料：令和 4 年沖縄県統計年鑑（県知事公室基地対策課「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）令和 4 年 7 月」）

第6節 総合計画(開発計画)

1. 嘉手納町

嘉手納町では、「第5次嘉手納町総合計画（計画期間：令和元年度～令和10年度）」（平成31年3月）を策定し、行政運営を行っている。

■将来像

ひと、みらい輝く交流のまち かでな

■基本理念

信頼 発展 継承

■基本施策の大綱

- 生涯にわたり健康と夢・希望を育む健やかなまちづくり
- 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり
- 安全・安心で住みよいまちづくり
- 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり
- 皆でとりくむ協働のまちづくり

■人口の見通し

目標年度である令和10年度の推計人口14,000人と設定。

■廃棄物行政に関する施策

- 基本施策の大綱：安全・安心で住みよいまちづくり
- 施策体系：（ごみに関する施策を抜粋）

廃棄物の減量化・再資源化

- 一般廃棄物の減量化・資源化を推進するため、4R運動を推進
- 監視パトロールや指導体制の強化及び看板設置を行うなど不法投棄防止対策の実施
- 生ごみ処理機の購入補助
- 草木回収・チップ化の推進

図 2-6-1 第5次嘉手納町総合計画の概要

2. 読谷村

読谷村では、「第2期読谷村ゆたさむら推進計画(読谷村まち・ひと・しごと創生総合戦略)(計画期間:令和3年度～令和9年度)」(令和3年11月)を策定し、行政運営を行っている。

■基本理念

ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化ど 想い合ち

■基本施策の大綱

- ゆんたんざ産業が深化するむらづくり
- 多様性を育むむらづくり
- 次世代を育むむらづくり
- 自然と調和した地域共生むらづくり

■人口の見通し

2060年の推計人口は、約44,500人と設定。

■廃棄物行政に関する施策

- 基本施策の大綱:自然と調和した地域共生むらづくり
- 施策体系:(ごみに関する施策を抜粋)

循環型むらづくりの推進

- 再生可能エネルギー導入等、地球環境問題の取組に向け計画づくりに取り組みます。
- リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進し、
循環型むらづくりの推進に取り組みます。
- バイオマス資源の活用など、資源循環型の農水産業を推進します。

図 2-6-2 第2期読谷村ゆたさむら推進計画の概要

第7節 一般廃棄物処理施設の整備状況

沖縄県内の一般廃棄物処理施設の整備状況を種類別に整理したものを以下に示す。

1. 焼却(熱回収)施設

沖縄県内の焼却(熱回収)施設の整備状況を表 2-7-1 に示す。

表 2-7-1 沖縄県内の焼却(熱回収)施設の整備状況(一般廃棄物処理施設)【1/2】

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	規模 (t/日)	処理方式	運転開始 年月
名護市	名護市環境センター	40 (2 炉)	機械化バッチ	S53.6
浦添市	浦添市クリーンセンター	150 (2 炉)	全連続	S57.12
石垣市	石垣市クリーンセンター	120 (2 炉)	全連続	H9.10
宮古島市	宮古島市クリーンセンター (焼却棟)	63 (2 炉)	准連続	H28.4
久米島町	久米島ニュークリーンセンター	20 (2 炉)	機械化バッチ	H2.3
渡嘉敷村	渡嘉敷村クリーンセンター	4 (1 炉)	機械化バッチ	H11.8
北大東村	北大東村ごみ処理施設	2 (1 炉)	機械化バッチ	H14.4
南大東村	南大東村クリーンセンター	3 (1 炉)	機械化バッチ	H12.7
多良間村	クリーンセンターたらま	3 (1 炉)	機械化バッチ	H12.7
伊平屋村	伊平屋村クリーンセンター	3 (1 炉)	機械化バッチ	H17.6
伊江村	伊江村 E&C センター	7 (1 炉)	機械化バッチ	H16.2
伊是名村	伊是名村ごみ処理施設	3 (1 炉)	機械化バッチ	H23.12
与那国町	与那国町ごみ焼却施設	5 (1 炉)	機械化バッチ	R3.8

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（令和 3 年度）
環境産業新聞社（2023 年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

表 2-7-1 沖縄県内の焼却(熱回収)施設の整備状況(一般廃棄物処理施設)【2/2】

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	規模 (t/日)	処理方式	運転開始 年月
中部北環境施設組合 〔うるま市・恩納村〕	ごみ熔融施設	166 (2 炉)	全連続	H16.9
那覇市・南風原町環境施設組合 〔那覇市・南風原町〕	那覇・南風原クリーンセンター	450 (3 炉)	全連続	H18.4
倉浜衛生施設組合 〔沖縄市・宜野湾市・北谷町〕	エコトピア池原	309 (3 炉)	全連続	H22.4
本部町今帰仁村清掃施設組合 〔本部町・今帰仁村〕	ごみ処理施設	40 (2 炉)	機械化バッチ	H10.3
比謝川行政事務組合 〔嘉手納町・読谷村〕	環境美化センター (焼却施設)	70 (2 炉)	准連続	H10.3
金武地区消防衛生組合 〔金武町・宜野座村〕	金武地区消防衛生組合 金武地区清掃センター	32 (2 炉)	機械化バッチ	R2.9
中城村北中城村清掃事務組合 〔中城村・北中城村〕	中城青葉苑	40 (2 炉)	全連続	H15.5
国頭地区行政事務組合 〔国頭村・大宜味村・東村〕	やんばる環境センター	12 (2 炉)	機械化バッチ	H28.6
南部広域行政組合 〔糸満市・豊見城市〕	糸豊環境美化センター	200 (2 炉)	全連続	H10.3
南部広域行政組合 〔南城市・八重瀬町・与那原町・西原町〕	東部環境美化センター	98 (2 炉)	全連続	S60.3

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（令和 3 年度）

環境産業新聞社（2023 年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

2. リサイクルセンター(粗大ごみ処理施設、保管施設含む)

沖縄県内のリサイクルセンターの整備状況を表 2-7-2 に示す。

表 2-7-2 沖縄県内のリサイクルセンターの整備状況(一般廃棄物処理施設)【1/2】

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	規模 (t/日)	処理内容	運転開始 年月
那覇市	エコマール那覇リサイクル棟	53	選別・圧縮	H23.4
	エコマール那覇リサイクル棟 ストックヤード	－	保管	H23.4
浦添市	浦添市リサイクルプラザ	40	選別・圧縮	H11.5
	浦添市リサイクルプラザ ストックヤード	－	保管	H11.5
	浦添市クリーンセンター	25		S57.12
石垣市	石垣市ストックヤード	13	圧縮・梱包	H10.4
		－	保管	H10.4
名護市	名護市リサイクルセンター	5	選別・圧縮	H18.3
	名護市粗大ごみ処理施設 (容器包装プラスチック・ PET ボトル中間処理施設)	5	破碎・圧縮	H11.4
宮古島市	宮古島市クリーンセンター (リサイクル棟)	11	選別・圧縮	H30.12
久米島町	久米島町リサイクルセンター	－	保管	H16.4
竹富町	竹富町リサイクルセンター	2	選別・圧縮	H18.4
渡嘉敷村	渡嘉敷村ストックヤード	－	保管	H11.4
多良間村	ストックヤード	－	保管	H14.8
北大東村	北大東村ストックヤード	－	保管	H14.9
伊江村	伊江村 E&C センター ストックヤード	－	保管	H16.2
伊是名村	伊是名村ごみ処理施設 (資源化設備)	0.5	圧縮・破碎	H23.12
西原町	西原町リサイクルヤード	5.6	保管	H20.3

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（令和 3 年度）
環境産業新聞社（2023 年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

表 2-7-2 沖縄県内のリサイクルセンターの整備状況（一般廃棄物処理施設）【2/2】

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	規模 (t/日)	処理内容	運転開始 年月
座間味村	阿嘉島クリーンセンター	8	選別・圧縮	H10.4
南大東村	南大東村資源ごみ保管場所	8	選別・圧縮	H12.4
伊平屋村	伊平屋村クリーンセンター	－	保管	H18.4
中城村北中城村清掃事務組合 〔中城村・北中城村〕	中城青葉苑	9	破碎・圧縮・選別	H15.5
中部北環境施設組合 〔うるま市・恩納村〕	中部北リサイクル	57	選別・圧縮	H16.3
国頭地区行政事務組合 〔国頭村・大宜味村・東村〕	やんばる美化センター (リサイクルセンター)	4.8		H18.4
	やんばる美化センター (ストックヤード)	－	保管	H18.4
倉浜衛生施設組合 〔沖縄市・宜野湾市・北谷町〕	エコループ池原	82	選別・圧縮	H22.4
	ストックヤード	－	保管	H22.4
本部町今帰仁村清掃施設組合 〔本部町・今帰仁村〕	粗大ごみ処理施設	15	破碎・圧縮	H10.3
	ストックヤード	－	保管	H19.4
比謝川行政事務組合 〔嘉手納町・読谷村〕	環境美化センター	13	破碎・選別	H10.3
		－	保管	H10.3
那覇市・南風原町環境施設組合 〔那覇市・南風原町〕	那覇・南風原 クリーンセンター	39	破碎	H18.3
金武地区消防衛生組合	金武地区消防衛生組合 金武地区清掃センター	1.3	圧縮・梱包	R2.9
		5	破碎	R2.9
	金武地区ストックヤード	－	保管	R2.9
南部広域行政組合 〔南城市・八重瀬町・与那原町・西原町〕	東部環境美化センター	10	選別・圧縮	S60.3
南部広域行政組合 〔糸満市・豊見城市〕	糸豊環境美化センター	30	破碎	H10.4
南部広域行政組合 〔南城市・八重瀬町〕	島尻環境美化センター	－	保管	H12.9

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（令和3年度）

環境産業新聞社（2023年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

3. 最終処分場

沖縄県内の最終処分場の整備状況を表 2-7-3 に示す。

表 2-7-3 沖縄県内の最終処分場の整備状況(一般廃棄物処理施設)

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	全体容量 (m ³)	埋立 場所	水処理 (有・無)	埋立 開始年
宮古島市	一般廃棄物最終処分場 (野田処分場)	81,000	平地	有	H6
石垣市	石垣市最終処分場	140,000	平地	有	H11
名護市	名護市一般廃棄物 最終処分場	185,000	山間	有	H7
久米島町	久米島町一般廃棄物 最終処分場	25,000	山間	有	H16
竹富町	竹富町一般廃棄物 最終処分場	22,000	山間	有	H18
与那国町	与那国町一般廃棄物 最終処分場	11,000	平地	有	H19
恩納村	恩納村一般廃棄物 最終処分場	100,000	山間	有	H3
伊江村	伊江村 E&C センター	72,400	平地	有	H3
粟国村	粟国村一般廃棄物 最終処分場	15,000	平地	有	H12
渡嘉敷村	渡嘉敷村一般廃棄物最 終処分場	15,000	平地	有	H14
多良間村	一般廃棄物埋立処分施設	10,000	平地	有	H14
伊是名村	伊是名村ごみ処理施設	11,000	平地	有	H18
北大東村	北大東村最終処分場	2,000	平地	有	H21
南大東村	南大東村エコ・センター	4,500	平地	有	H22
倉浜衛生施設組合 (沖縄市・宜野湾市・北谷町)	倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	400,000	平地	有	H9
国頭地区行政事務組合 (国頭村・大宜味村・東村)	やんばる美化センター (埋立処分地施設)	45,000	山間	有	H18
那覇市・南風原町環境施設組合 (那覇市・南風原町)	那覇エコアイランド	107,000	海面	有	H19
比謝川行政事務組合 (嘉手納町・読谷村)	一般廃棄物最終処分場	155,000	平地	有	H20
本部町・今帰仁村清掃施設組合 (本部町・今帰仁村)	一般廃棄物最終処分場	67,000	山間	有	H21
南部広域行政組合	美らグリーン南城	30,560	山間	有	H30

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（令和 3 年度）

環境産業新聞社（2023 年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況及び課題

1. ごみ処理の流れ(処理フロー)

本地域のごみ処理体系を図 3-1-1 に示す。

もやせるごみは、環境美化センターの焼却施設で焼却処理し、残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

もやさないごみ及び粗大ごみは、粗大・不燃ごみ処理施設で破碎・選別処理により金属類の資源物回収とごみの減容化を行い、可燃物は焼却施設で焼却処理し、不燃残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

回収した金属類及び有害ごみ、ビン、ペットボトル、草木（一部）については、環境美化センターで一時保管し、全て民間業者へ売却もしくは委託処理している。

残りの資源ごみについては、嘉手納町・読谷村それぞれで資源化もしくは民間業者へ売却又は委託処理している。

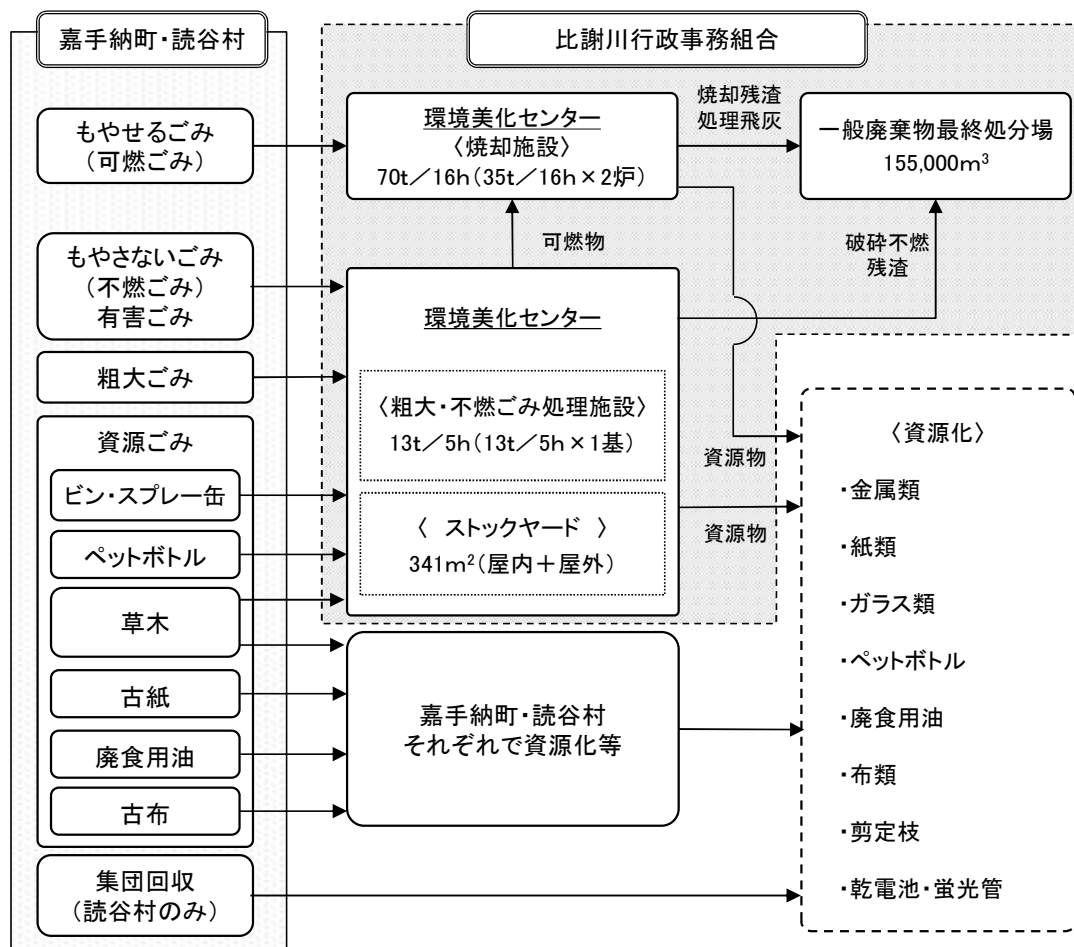


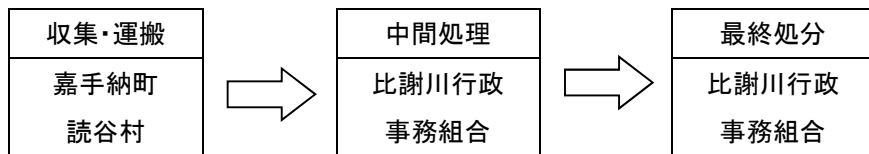
図 3-1-1 本地域のごみ処理体系(令和 5 年 3 月時点)

2. ごみ処理体制

(1) ごみ処理の実施主体

ごみ処理の流れと実施主体を図 3-1-2 に示す。

「収集・運搬」については、嘉手納町及び読谷村がそれぞれの行政区域内における処理区域のごみを収集し、各施設へ運搬している。「中間処理」については、組合が管理している環境美化センターで中間処理を行い、「最終処分」については、組合が管理する一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。



※：資源ごみの一部は構成町村が主体となり資源化（委託含む）している。

図 3-1-2 ごみ処理の流れと実施主体

組合は、平成 6 年 4 月に設立した組合である。組合規約は平成 18 年 1 月 4 日に改正を行っており、共同で処理する事務内容として、一般廃棄物最終処分場の設置並びに管理に関する事務を新たに加え、下記に示す内容となっている。

比謝川行政事務組合

（組合を組織する地方公共団体）

組合は、嘉手納町、北谷町、読谷村をもって組織する。

（組合の共同処理にする事務）

組合は、次表右欄に掲げる町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	町村
1 ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場の設置並びに管理に関する事務	嘉手納町、読谷村
2 自治体消防及び非常備消防に関する事務	嘉手納町、北谷町、読谷村

（組合の事務所の位置）

組合の事務所は、嘉手納町に置く。

「比謝川行政事務組合規約（最終改正 R5. 4. 1 現在）」より抜粋

(2)ごみの分別区分

嘉手納町及び読谷村のごみの分別区分（家庭系）の概要をまとめたものを表 3-1-1、構成町村ごとのごみの分別区分をまとめたものを表 3-1-2、表 3-1-3 に示す。なお、事業系ごみの分別区分については、家庭系ごみに準じて行うよう指導している。

表 3-1-1 構成町村の分別区分の概要(家庭系)

分別区分		嘉手納町	読谷村
もやせるごみ(可燃ごみ)		○	○ 草木・古布類含む
もやさないごみ(不燃ごみ)		○	○
有害ごみ(蛍光灯・乾電池・体温計)		○	○
資源ごみ	ビン	○ (ビンとスプレー缶を併せて回収)	○
	スプレー缶		○
	ペットボトル	○	○
	古紙	ダンボール・紙箱	○
		雑誌・本類	○
		新聞紙・チラシ	○
		紙パック	○
	草木	○	○ (自己搬入のみ)
	廃食油	○	○ (拠点回収のみ)
	古着・古布	○ (役場及び自治会への自己搬入)	○ (指定された自治会に自己搬入)
	リユース可能品	○	-
粗大ごみ		○	○

表 3-1-2 嘉手納町のごみの分別区分(家庭系)

分別区分		具体例
もやせるごみ (可燃ごみ)		キッチンのごみ(生ごみ、貝類)、紙・布類(汚れた紙、リサイクルできない衣類、布)、ゴム製品(ゴムホース、長靴)、プラスチック・ビニール類(プラスチック製品、DVD、洗剤の容器、ビニールのボトル、発砲スチロール)、板切れ(3袋まで)等
もやさないごみ (不燃ごみ)		セトモノ・グラス(湯呑み、ガラスコップ等、植木鉢、食器類)、空き缶(アルミ・スチール缶)、金属類(鉄製の食器、包丁・ナイフ、コード類、ライター、なべ、やかん、統計、カサ)、小型家電(アイロン、電話機、ドライヤー ※30cm 以下のもの)等
有害ごみ		乾電池、電球、蛍光灯、体温計
粗大ごみ		古タンス、ベット・木製家具、タタミ、鉄パイプ、自転車、扇風機、掃除機、ビデオデッキ、炊飯器、ラジカセ、長物(束)(1辺の長さが30cm以上のもの)
資源ごみ	ビン類	ビン類(酒、調味料、割れたビン等)
	スプレー缶	スプレー缶
	ペットボトル	ペットボトル(ふたは、「もやせるごみ」へ)
	古紙	ダンボール類、雑誌・本類、新聞紙・チラシ、紙パック (紙製容器包装のもの、紙パック製容器包装のもの全て対象)
	草木	剪定木(幹が30cm、長さが2m以下)
	食廃油	植物性油のみ
	古着・古布類	革製品(衣類)、布製品(衣類)、かばん等
リユース可能品		リユース可能と判断された家具家電類、食器類、雑貨など
家電リサイクル対象品目		テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機、衣類乾燥機 ・買い替えの時:販売店等による引取りとする。 ・買い替え以外の時:郵便局で家電メーカーを指定し「リサイクル券」を買って、指定取引所へ運搬。運搬できない場合、粗大ごみの出し方により処分する。
PC(パソコン)リサイクル対象品目		デスクトップパソコン(本体)、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ ・メーカー等の引取りとする。
町で回収できないごみ		農業用ビニール、ブロック、ペンキ、消火器、LPガス、タイヤ、バッテリー、医療用廃棄物、車の部品(ヘッドライト、ブレーキパッドなど)、その他(廃油、土、砂、農薬、劇毒物など)

資料: 嘉手納町ごみの出し方・分け方(令和3年12月)

表 3-1-3 読谷村のごみの分別区分(家庭系)

分別区分		具体例
もやせるごみ (可燃ごみ)		台所ごみ(生ごみ)、革製品・運動靴など、板切れ(厚さ 5 cm 以内)、破れた・汚れた布類、プラスチック・ビニール類、ビニールボトル、紙くず、貝がら、カセットテープ・ビデオテープ・CD、紙おむつ 等 (食品トレイは、購入したスーパー等へ返すよう周知)
もやさないごみ (不燃ごみ)		金属など、かさ、セモノ・食器など、金属製ハンガー、小型家電、ガラスなど、画びょう・くぎ、スチールのふた
有害ごみ		有害ごみ①(蛍光灯・電球など) 有害ごみ②(乾電池・水銀体温計など、液体もれするもの)
粗大ごみ		扇風機、掃除機、ゴルフクラブ、フスマ、カーペット、ミニコンポ、ビデオデッキ、自転車、束ねた組立家具類、タタミ、家具類
資源ごみ	ビン	ビン(泡盛・ビールビンなどは店舗へ返すか、集団回収に出すように周知)
	スプレー缶	スプレー缶
	ペットボトル	ペットボトル(フタは「もやせるごみ」かリサイクル協力店へ帰るよう周知)
	古紙	ダンボール類 雑誌・本類(パンフレット含む) 新聞紙(チラシ、コピー紙、包装紙、お菓子の箱、紙製容器包装マークのあるもの) 紙パック(牛乳パックなど紙パック製容器包装マークがあるもの)
草木(自己搬入のみ)		草木(搬入出来ないもの: 廃材、加工された木材、水分の多い木、石、ごみ、土類が混ざっている草木、太さ 30 cm 以上の木)
廃食油(拠点回収のみ)		大豆油、コーン油、紅花油等
古布類 (指定自治会、自己搬入)		破れた、汚れた、布類
家電リサイクル		テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機、衣類乾燥機 ・買い替えの時: 販売店等による引取りとする。 ・買い替え以外の時: 郵便局で家電メーカーを指定し「リサイクル券」を買って、粗大ごみの出し方により処分
PC(パソコン)リサイクル		デスクトップパソコン(本体)、ノートパソコン(一部タブレット PC)、CRT ディスプレイ、液晶ディスプレイ ・メーカー等の引取りとする。
村で回収できないごみ		農業用ビニール、ブロック、ペンキ、消火器、ガスボンベ、タイヤ、バッテリー、医療用廃棄物、車の部品(ヘッドライト、ブレーキパットなど)、その他(廃油、土、砂、農薬、劇毒物、流し台、洗面化粧台、電気温水器など)

資料: 読谷村ごみの分け方・出し方(令和 4 年版)

(3)ごみの排出抑制・再生利用を推進体制

本地域では、ごみの排出抑制・再生利用を推進するための具体的な施策を表 3-1-4 のとおり定め、行政（嘉手納町、読谷村、組合）、住民、事業者の三者が連携協力して取り組んでいる。

表 3-1-4 ごみの排出抑制・再生利用を推進するための施策概要

	施策名称	実施主体 (該当の場合“○”)		施策概要
		構成町村	組 合	
住民への取組	情報提供	○	—	住民へ広く情報を提供し、ごみの発生抑制や再使用への取組や活動への参画を促す。
	環境教育・普及啓発	○	○	住民の自主的な取組を奨励し、ごみの排出抑制や再使用に関する環境教育・普及啓発を図る。
	店頭回収の推進	○	—	商業店舗における資源物の店頭回収の利用を奨励する。
	再使用の推進	○	—	フリーマーケット等の実施を支援・奨励し、情報の掲示等によるPRを行う。各種イベントにて不用品の再利用を推進する。
	助成	○	—	集団回収や生ごみの処理容器購入への助成を引き続き行っていくとともに、制度の活用を呼び掛ける。
	有料化の見直し	○	—	費用負担の公平性の確保の観点から、必要に応じて手数料の見直しを検討する。
事業者への取組	情報提供・普及啓発	○	○	多量排出事業所への指導・改善要請と事業所の自主的な3R活動を奨励。
	店頭回収の推進	○	○	店頭回収を推進し、事業所と資源回収業者との間の再資源化ルートの構築を支援する。
	有料化の見直し	○	○	費用負担の公平性確保の観点から、必要に応じて手数料の見直しを検討する。
その他	剪定ごみの再資源化	○	○	剪定ごみの再資源化を推進し、最終処分量の削減を図る。

※：構成町村（嘉手納町、読谷村）

(4)収集・運搬体制

ごみの収集・運搬の方法・機材の状況を表 3-1-5、表 3-1-6 に示す。

表 3-1-5 嘉手納町のごみの収集・運搬の方法・機材の状況

			排出形態	排出方法 (有料化の有無)	収集頻度	運搬形態
家庭系	もやせるごみ (可燃ごみ)		戸別収集	指定袋(有料)	2 回/週	委託
	もやさないごみ (不燃ごみ)			各自の容器	1 回/週	
	陶器製食器類			割れない様に各自の容器	自己搬入	—
	有害ごみ			各自の容器	1 回/週	委託
	資源ごみ	ビン類、 スプレー缶		各自の容器	2 回/月	
		ペットボトル		透明袋・各自の容器	2 回/月	
		古紙		結束	2 回/週	
		草木		結束・透明袋	2 回/週	
		廃食油		各自の容器	2 回/週	
		古布類、古着類		袋	自己搬入	
		リユース可能品		指定なし	随時	
		粗大ごみ		処理券(有料)	1 回/週	委託
	直接搬入ごみ		個人による持ち込み(有料:もやせるごみ、粗大ごみ)			
事業系		事業者自ら適正に処理する。もしくは、町の許可業者へ収集運搬を依頼して環境美化センターへ搬入する(有料)。				
収集運搬機材:委託 3 台、許可 2 台、役場2台、その他車両 4 台						

表 3-1-6 読谷村のごみの収集・運搬の方法・機材の状況

			排出形態	排出方法 (有料化の有無)	収集頻度	運搬形態
家庭系	もやせるごみ (可燃ごみ)		戸別収集	指定袋(有料)	2 回/週	委託
	もやさないごみ (不燃ごみ)			各自の容器	1 回/週	
	有害ごみ			各自の容器 (乾電池・体温計は透明袋)	1 回/週	
	資源ごみ	ビン類		各自の容器	2 回/月	
		スプレー缶		透明袋(中身が見えるもの)	2 回/月	
		ペットボトル		透明袋	2 回/月	
		古紙		結束	2 回/月	
	草木		(草木資源化施設へ自己搬入)			
	廃食油		拠点回収 (役場、公民館)	各自の容器 (廃油回収ボックスへ移す)	随時	—
	古布類		戸別収集	指定袋(有料)	2 回/週	委託
粗大ごみ		戸別収集	処理券(有料)	3 回/週	委託	
直接搬入ごみ		個人による持ち込み(有料:もやせるごみ、粗大ごみ)				
事業系			事業者自ら適正に処理する。もしくは、村の許可業者へ収集運搬を依頼して環境美化センターへ搬入する(有料)。			
収集運搬機材:委託・許可 18 台、その他車両 5 台						

(5)ごみ処理・処分体制

①中間処理

中間処理施設の概要を表 3-1-7 に示す。

中間処理は、組合が管理している環境美化センターの焼却施設や粗大・不燃ごみ処理施設にて行っている。また、環境美化センターで回収された資源物については、資源回収業者に引き渡している。

環境美化センターは、平成 10 年度に竣工し、基幹的設備改良を平成 18～19 年度、基幹的設備改造を平成 29～31 年度に実施している。そして、基幹的設備改造によって、令和 11 年度まで延命化が図られている。

表 3-1-7 中間処理施設の概要(1/2)

○焼却施設

施設名称	比謝川行政事務組合 環境美化センター(焼却施設)
所在地	沖縄県中頭郡嘉手納町字久得 242-1
施設所管	比謝川行政事務組合(構成町村:嘉手納町・読谷村)
工期	(着工)平成 7 年 2 月 (竣工)平成 10 年 3 月
処理能力	70t/16h(35t/16h×2 炉)
形式及び処理方式	准連続燃焼式ストーカ炉
処理対象物	もやせるごみ(可燃ごみ)、中間処理後により発生する可燃物
備考	基幹的設備改良工事(循環型社会形成推進交付金事業:環境省) 工事期間:平成 18 年 3 月～平成 19 年 3 月 工事内容:受入供給設備、燃焼設備、排ガス処理設備、通風設備 灰出設備、給排水設備、電気計装設備等 基幹的設備改造工事(循環型社会形成推進交付金事業:環境省) 工事期間:平成 29 年 6 月～令和 2 年 3 月 工事内容:受入供給設備、燃焼設備、排ガス処理設備、通風設備 灰出設備、給排水設備、電気計装設備等

○不燃物処理・資源化設備

施設名称	比謝川行政事務組合 環境美化センター(粗大・不燃ごみ処理施設)
所在地	沖縄県中頭郡嘉手納町字久得 242-1
施設所管	比謝川行政事務組合(構成町村:嘉手納町・読谷村)
工期	(着工)平成 7 年 8 月 (竣工)平成 10 年 3 月
処理能力	13t/5h(13t/5h×1 基)
処理方式	併用施設 破碎設備:前処理破碎機+回転式破碎機 選別設備:磁選機+粒度選別機+アルミ選別機
処理対象物	もやさないごみ(不燃ごみ)、粗大ごみ

表 3-1-7 中間処理施設の概要(2/2)

○ストックヤード

施設名称	比謝川行政事務組合 環境美化センター(ストックヤード)
所在地	沖縄県中頭郡嘉手納町字久得 242-1
施設所管	比謝川行政事務組合(構成町村:嘉手納町・読谷村)
工期	(着工)平成 7 年 2 月 (竣工)平成 10 年 3 月
面積	341m ² (屋内:260m ² 、屋外:81m ²)
処理対象物	2 種類(ガラス類、ペットボトル)

②最終処分

最終処分場の概要を表 3-1-8 に示す。最終処分場については、平成 18 年に読谷村から組合へ管理を移管し、循環型社会形成推進交付金事業として最終処分場の再生事業を行い、平成 20 年度に埋立てを開始している。令和 3 年度における残余容量が 26,069 m³であり、年間埋立量が 2,058 m³であることを踏まえると、残余年数が 12 年程度と想定される。

また、草木資源化施設として、最終処分場の一部区画にて読谷村から排出される草木の受入れも実施している。

表 3-1-8 最終処分場の概要

施設名称	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	
所在地	沖縄県中頭郡読谷村字儀間 689	
施設所管	比謝川行政事務組合(構成町村:嘉手納町・読谷村)	
工期	(着工)平成 18 年 3 月 (竣工)平成 20 年 3 月 (再生事業)	
敷地面積	約 33,000m ²	
埋立面積	15,650m ²	
埋立容量	155,000m ³ (覆土含む)	
埋立期間(容量)	平成 20 年 4 月～平成 35 年 3 月(49,562m ³)	
埋立方式	サンドイッチ方式	
埋立対象物	焼却残渣、処理飛灰、破碎不燃残渣	
遮水工	表面 2 重遮水シート工法＋アスファルト吹付遮水工法	
浸出水処理設備	計画規模	45 m ³ /日(調整槽:4,929m ³)
	処理方式	生物処理(酸化・硝化・脱窒)＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒(汚泥は、濃縮後、脱水(遠心)後処分する)
	計画水質	pH : 5.8～8.6 BOD: 10 mg/L以下 COD: 20 mg/L以下 SS : 10 mg/L以下 T-N: 10 mg/L以下 大腸菌群数: 3,000 個/m ³ 以下 ダイオキシン類: 10pg-TEQ/L以下 ※その他水質項目 一律排水基準値以下
モニタリング井戸	上流(東側)及び下流側(西側)の 2 箇所	

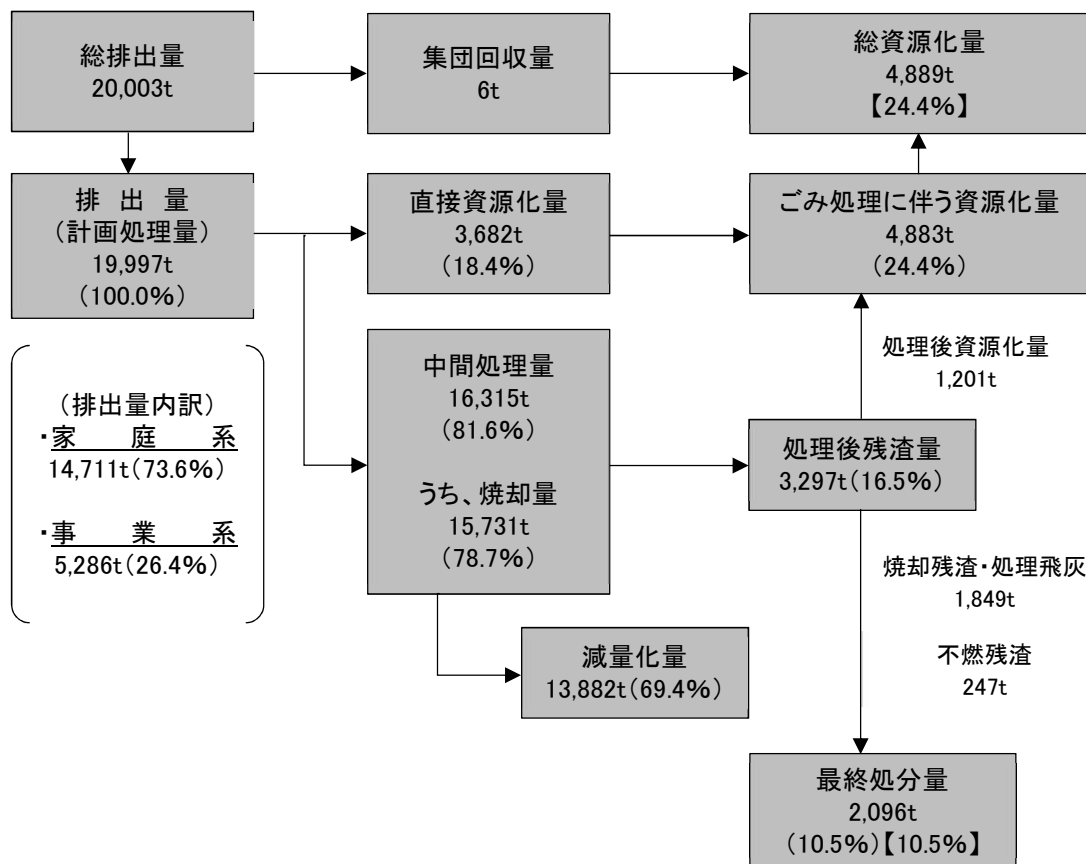
3. ごみ処理の実績

(1) 令和4年度ごみ処理・処分フロー

令和4年度の本地域のごみ処理・処分フローを図3-1-3に示す。

令和4年度の総排出量は、集団回収を含め、20,003tであり、再生利用される総資源化量は4,889t、リサイクル率(総資源化量÷総排出量)は24.4%である。

中間処理による減量化量は13,018tであり、集団回収を除いた排出量の65.1%が減量化されている。また、総排出量の10.5%に当たる2,096tが埋立処分されている。中間処理量のうち、15,731tが焼却処理されている。



※1：（ ）の割合（%）は集団回収量を除いた排出量に対する割合。

※2：【 】の割合（%）は総排出量に対する割合。

図3-1-3 本地域のごみ処理・処分フロー（令和4年度）

(2)ごみの排出状況

過去5年間（平成30年度～令和4年度）のごみ排出量実績を整理したものを表3-1-9～表3-1-11に示す。

嘉手納町・読谷村のごみ排出量実績は、組合のごみ処理実績と嘉手納町・読谷村が独自で行っている資源回収事業や集団回収事業の実績を合計した値とした。

表中に記載されている排出原単位等の算出方法は以下に示すとおりである。

【排出原単位等の算出方法】

（家庭系ごみ）

□1人1日当たり排出量(g/人・日)

: 家庭系ごみ量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(365日)

□1人年間当たり排出量(資源ごみ含む)(kg/人)

: 家庭系ごみ量(t/年) ÷ 人口(人)

□1人年間当たり排出量(資源ごみ除く)(kg/人)

: (家庭系ごみ量(t/年) - 家庭系資源ごみ量(t/年)) ÷ 人口(人)

（事業系ごみ）

□1日当たり排出量(t/日)

: 事業系ごみ量(t/年) ÷ 年間日数(365日)

□1事業所当たり年間排出量(資源ごみ含む)(t/事業所)

: 事業系ごみ量(t/年) ÷ 事業所数(事業所)

□1事業所当たり年間排出量(資源ごみ除く)(t/事業所)

: (事業系ごみ量(t/年) - 事業系資源ごみ量(t/年)) ÷ 事業所数(事業所)

（集団回収）

□1日当たり集団回収量(t/日)

: 集団回収量(t/年) ÷ 年間日数(365日)

□1人1日当たり集団回収量(g/人・日)

: 集団回収量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(365日)

（総排出量: 家庭系ごみ + 事業系ごみ + 集団回収量）

□1日当たり総排出量(t/日)

: 総排出量(t/年) ÷ 年間日数(365日)

□1人1日当たり排出量(g/人・日)

: 総排出量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(365日)

表 3-1-9 嘉手納町のごみ排出量実績

			単位	H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口			人	13,588	13,480	13,330	13,245	13,037
事業所数			事業所	579	579	579	579	524
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	2,410	2,360	2,449	2,387	2,262
		不燃ごみ	t/年	126	125	140	118	101
		粗大ごみ	t/年	131	131	152	112	107
		資源ごみ	t/年	471	463	557	537	530
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	90	89	91	83	80
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(PET)	t/年	48	48	50	52	54
		資源ごみ(古 紙)【単独】	t/年	65	99	126	116	106
		資源ごみ(草 木)【単独】	t/年	263	223	286	275	280
		資源ごみ(廃食油)【単独】	t/年	5	4	4	4	2
		資源ごみ(古 布)【単独】	t/年	0	0	0	7	8
		計	t/年	3,138	3,079	3,298	3,154	3,000
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	6	6	6	3	2
		不燃ごみ	t/年	1	2	3	2	1
		粗大ごみ	t/年	7	7	23	17	10
		資源ごみ	t/年	20	19	19	19	20
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(草 木)	t/年	20	19	19	19	20
		計	t/年	34	34	51	41	33
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	969	946	873	826	819
		不燃ごみ	t/年	10	15	15	11	10
		粗大ごみ	t/年	0	0	1	3	2
		資源ごみ	t/年	42	42	37	33	31
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	22	23	22	19	17
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(PET)	t/年	20	19	15	14	14
		計	t/年	1,021	1,003	926	873	862
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	104	94	113	75	78
		不燃ごみ	t/年	4	1	0	1	0
		粗大ごみ	t/年	13	8	14	7	5
		資源ごみ	t/年	239	417	498	436	520
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(草 木)	t/年	239	417	498	436	520
		計	t/年	360	520	625	519	603
	排出量	家庭系ごみ計	t/年	3,172	3,113	3,349	3,195	3,033
		(資源ごみ含む)	g/人・日	639.6	631.0	688.3	660.9	637.4
		(資源ごみ含む)	kg/人	233	231	251	241	233
		(資源ごみ除く)	kg/人	197	195	208	199	190
		事業系ごみ計	t/年	1,381	1,523	1,551	1,392	1,465
		(資源ごみ含む)	t/日	3.78	4.16	4.25	3.81	4.01
		(資源ごみ含む)	t/事業所	2.39	2.63	2.68	2.40	2.80
		(資源ごみ除く)	t/事業所	1.90	1.84	1.75	1.59	1.74
		計 (家庭系+事業系)	t/年	4,553	4,636	4,900	4,587	4,498
			t/日	12.47	12.67	13.42	12.57	12.32
			g/人・日	918.0	939.7	1,007.1	948.8	945.3
集団回収	ビ ン	t/年	0	0	0	0	0	0
	古 紙	t/年	0	0	0	0	0	0
	缶 類	t/年	0	0	0	0	0	0
	廃食油	t/年	0	0	0	0	0	0
	計	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総排出量(家庭系+事業系+集団回収)			t/年	4,553	4,636	4,900	4,587	4,498
			t/日	12.47	12.67	13.42	12.57	12.32
			g/人・日	918.0	939.7	1,007.1	948.8	945.3

表 3-1-10 読谷村のごみ排出量実績

			単位	H30	R1	R2	R3	R4
行政区画内人口			人	41,350	41,446	41,625	41,801	42,018
事業所数			事業所	1,181	1,181	1,181	1,181	1,104
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	8,317	8,340	8,562	8,553	8,332
		不燃ごみ	t/年	401	404	472	423	386
		粗大ごみ	t/年	283	312	394	405	380
		資源ごみ	t/年	644	724	830	898	899
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	285	283	301	286	261
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(PET)	t/年	146	151	157	161	163
		資源ごみ(古 紙)【単独】	t/年	213	290	372	445	463
		資源ごみ(草 木)【単独】	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(廃食油)【単独】	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(古 布)【単独】	t/年	0	0	0	6	12
		計	t/年	9,645	9,780	10,258	10,279	9,997
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	17	11	6	6	7
		不燃ごみ	t/年	3	3	2	2	2
		粗大ごみ	t/年	20	22	22	15	21
		資源ごみ	t/年	1,100	1,070	1,413	1,578	1,651
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(草 木)	t/年	1,100	1,070	1,413	1,578	1,651
		計	t/年	1,140	1,106	1,443	1,601	1,681
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	3,036	3,038	2,730	2,740	2,928
		不燃ごみ	t/年	83	84	80	70	72
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ	t/年	158	161	153	151	183
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	108	111	106	103	122
		資源ごみ(古 紙)	t/年	10	9	8	8	9
		資源ごみ(PET)	t/年	40	41	39	40	52
		計	t/年	3,277	3,283	2,963	2,961	3,183
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	28	19	19	13	9
		不燃ごみ	t/年	1	1	0	2	1
		粗大ごみ	t/年	12	22	16	21	17
		資源ごみ	t/年	367	357	471	526	611
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(草 木)	t/年	367	357	471	526	611
		計	t/年	408	399	506	562	638
	排出量	家庭系ごみ計	t/年	10,785	10,886	11,701	11,880	11,678
		(資源ごみ含む)	g/人・日	714.6	717.6	770.2	778.6	761.4
		(資源ごみ含む)	kg/人	261	263	281	284	278
		(資源ごみ除く)	kg/人	219	219	227	225	217
		事業系ごみ計	t/年	3,685	3,682	3,469	3,523	3,821
		(資源ごみ含む)	t/日	10.10	10.06	9.50	9.65	10.47
		(資源ごみ含む)	t/事業所	3.12	3.12	2.94	2.98	3.46
		(資源ごみ除く)	t/事業所	2.68	2.68	2.41	2.41	2.74
		計 (家庭系+事業系)	t/年	14,470	14,568	15,170	15,403	15,499
			t/日	39.64	39.80	41.56	42.20	42.46
			g/人・日	958.7	960.4	998.5	1,009.5	1,010.6
集団回収	ビ ン	t/年	1	1	0	0	0	0
	古 紙	t/年	42	42	21	8	0	0
	缶 類	t/年	12	12	6	7	6	6
	廃食油	t/年	1	1	1	1	0	0
	計	t/年	56	56	28	16	6	6
		t/日	0.15	0.15	0.08	0.04	0.02	0.02
		g/人・日	3.7	3.7	1.8	1.0	0.4	0.4
総排出量(家庭系+事業系+集団回収)			t/年	14,526	14,624	15,198	15,419	15,505
			t/日	39.79	39.95	41.64	42.24	42.48
			g/人・日	962.4	964.1	1,000.3	1,010.5	1,011.0

表 3-1-11 本地域のごみ排出量実績

				単位	H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口				人	54,938	54,926	54,955	55,046	55,055
事業所数				事業所	1,760	1,760	1,760	1,760	1,628
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	10,727	10,700	11,011	10,940	10,594	
		不燃ごみ	t/年	527	529	612	541	487	
		粗大ごみ	t/年	414	443	546	517	487	
		資源ごみ	t/年	1,115	1,187	1,387	1,435	1,429	
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	375	372	392	369	341	
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0	
		資源ごみ(PET)	t/年	194	199	207	213	217	
		資源ごみ(古 紙)【単独】	t/年	278	389	498	561	569	
		資源ごみ(草 木)【単独】	t/年	263	223	286	275	280	
		資源ごみ(廃食油)【単独】	t/年	5	4	4	4	2	
		資源ごみ(古 布)【単独】	t/年	0	0	0	13	20	
		計	t/年	12,783	12,859	13,556	13,433	12,997	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	23	17	12	9	9	
		不燃ごみ	t/年	4	5	5	4	3	
		粗大ごみ	t/年	27	29	45	32	31	
		資源ごみ	t/年	1,120	1,089	1,432	1,597	1,671	
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	0	0	0	0	0	
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0	
		資源ごみ(草 木)	t/年	1,120	1,089	1,432	1,597	1,671	
	計	t/年	1,174	1,140	1,494	1,642	1,714		
	事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	4,005	3,984	3,603	3,566	3,747
			不燃ごみ	t/年	93	99	95	81	82
			粗大ごみ	t/年	0	0	1	3	2
			資源ごみ	t/年	200	203	190	184	214
			資源ごみ(ビ ン)	t/年	130	134	128	122	139
			資源ごみ(古 紙)	t/年	10	9	8	8	9
			資源ごみ(PET)	t/年	60	60	54	54	66
計		t/年	4,298	4,286	3,889	3,834	4,045		
直搬ごみ		可燃ごみ	t/年	132	113	132	88	87	
		不燃ごみ	t/年	5	2	0	3	1	
		粗大ごみ	t/年	25	30	30	28	22	
		資源ごみ	t/年	606	774	969	962	1,131	
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	0	0	0	0	0	
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0	
	資源ごみ(草 木)	t/年	606	774	969	962	1,131		
計	t/年	768	919	1,131	1,081	1,241			
排出量	家庭系ごみ計		t/年	13,957	13,999	15,050	15,075	14,711	
		(資源ごみ含む)	g/人・日	696.0	696.4	750.3	750.3	732.1	
		(資源ごみ含む)	kg/人	254	255	274	274	267	
		(資源ごみ除く)	kg/人	213	213	223	219	211	
		事業系ごみ計		t/年	5,066	5,205	5,020	4,915	5,286
			(資源ごみ含む)	t/日	13.88	14.22	13.75	13.47	14.48
			(資源ごみ含む)	t/事業所	2.88	2.96	2.85	2.79	3.25
			(資源ごみ除く)	t/事業所	2.42	2.40	2.19	2.14	2.42
	計 (家庭系+事業系)		t/年	19,023	19,204	20,070	19,990	19,997	
			t/日	52.12	52.47	54.99	54.77	54.79	
集団回収	資源ごみ		g/人・日	948.7	955.3	1,000.6	994.9	995.1	
		ビ ン	t/年	1	1	0	0	0	
		古 紙	t/年	42	42	21	8	0	
		缶 類	t/年	12	12	6	7	6	
		廃食油	t/年	1	1	1	1	0	
		計	t/年	56	56	28	16	6	
			t/日	0.15	0.15	0.08	0.04	0.02	
			g/人・日	2.8	2.8	1.4	0.8	0.3	
	総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)		t/年	19,079	19,260	20,098	20,006	20,003	
			t/日	52.27	52.62	55.06	54.81	54.80	
		g/人・日	951.5	958.1	1,002.0	995.7	995.4		

(3)ごみ処理・処分の実績

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の本地域のごみ処理・処分の実績を整理したものを表3-1-12に示す。

表3-1-12 本地域のごみ処理・処分の実績

				単位	H30	R1	R2	R3	R4
施設搬入別内訳	焼却施設	家庭系可燃ごみ	焼却処理	t/年	10,750	10,717	11,023	10,949	10,603
		事業系可燃ごみ	—	t/年	4,137	4,097	3,735	3,654	3,834
		可燃物	焼却処理	t/年	4,114	4,072	3,712	3,632	3,811
		紙類(可燃物以外)	資源化	t/年	23	25	23	22	23
	不燃・粗大ごみ処理施設	不燃ごみ+粗大ごみ	—	t/年	1,095	1,137	1,334	1,209	1,115
		可燃物	焼却処理	t/年	331	337	398	360	331
		不燃残渣	埋立処分	t/年	247	257	300	272	251
		金属類	資源化	t/年	462	485	568	515	476
		ガラス類	資源化	t/年	30	31	36	33	30
		乾電池・蛍光灯	資源化	t/年	25	27	32	29	27
	ヤード	資源ごみ(ビン)	資源化	t/年	505	506	520	491	480
		資源ごみ(古紙)	資源化	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(PET)	—	t/年	254	259	261	267	283
		可燃物	焼却処理	t/年	32	32	32	33	35
		PET(可燃物以外)	資源化	t/年	222	227	229	234	248
ごみ処理内訳	焼却処理		—	t/年	16,339	15,950	15,932	15,903	15,731
	減量化量		—	t/年	14,481	14,079	14,006	13,982	13,882
	焼却残渣(主灰・飛灰)		埋立	t/年	1,858	1,871	1,926	1,921	1,849
	資源化		—	t/年	3,555	3,782	4,529	4,674	4,889
	中間処理後資源化		資源化	t/年	1,217	1,238	1,304	1,238	1,201
	直接資源化		資源化	t/年	2,282	2,488	3,197	3,420	3,682
	資源ごみ(古紙)【単独】		資源化	t/年	288	398	506	569	578
	資源ごみ(草木)【単独】※		資源化	t/年	1,989	2,086	2,687	2,834	3,082
	資源ごみ(廃食油)【単独】		資源化	t/年	5	4	4	4	2
	資源ごみ(古布)【単独】		資源化	t/年	0	0	0	13	20
	集団回収		—	t/年	56	56	28	16	6
	ビン		資源化	t/年	1	1	0	0	0
	古紙		資源化	t/年	42	42	21	8	0
	缶類		資源化	t/年	12	12	6	7	6
	廃食油		資源化	t/年	1	1	1	1	0
	最終処分		—	t/年	2,092	2,127	2,219	2,193	2,096
	焼却残渣・処理飛灰		埋立	t/年	1,858	1,871	1,926	1,921	1,849
	不燃残渣		埋立	t/年	234	256	293	272	247

※直接搬入分も含む

リサイクル率＝総資源化量÷総排出量	%	18.6%	19.6%	22.5%	23.4%	24.4%
最終処分率＝最終処分量÷総排出量	%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	10.5%

(4)ごみ処理実績のまとめ

過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）の本地域のごみ処理実績のまとめを
表 3-1-13 に示す。

表 3-1-13 本地域のごみ処理実績のまとめ

				年度	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績
行政区域内人口				人	54,938	54,926	54,955	55,046	55,055
事業所数				事業所	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
排出量	排出量	年間量	t/年	19,023	19,204	20,070	19,990	19,997	
			家庭系	年間量	t/年	13,957	13,999	15,050	15,075
		(うち、資源ごみ量)		t/年	2,235	2,276	2,819	3,032	3,100
		原単位(資源含む)		g/人・日	696.0	696.4	750.3	750.3	732.1
		原単位(資源含む)		kg/人	254	255	274	274	267
		原単位(資源除く)		kg/人	213	213	223	219	211
		事業系	年間量	t/年	5,066	5,205	5,020	4,915	5,286
			(うち、資源ごみ量)	t/年	806	977	1,159	1,146	1,345
			1日量	t/日	13.88	14.22	13.75	13.47	14.48
			原単位(資源含む)	t/事業所	2.88	2.96	2.85	2.79	3.00
			原単位(資源除く)	t/事業所	2.42	2.40	2.19	2.14	2.24
		集団回収量	年間量	t/年	56	56	28	16	6
		総排出量	年間量	t/年	19,079	19,260	20,098	20,006	20,003
	原単位(資源含む)		g/人・日	951.5	958.1	1,002.0	995.7	995.4	
再生 利用 量	直接資源化量	年間量	t/年	2,282	2,488	3,197	3,420	3,682	
		対排出量の割合	%	12.0%	13.0%	15.9%	17.1%	18.4%	
	集団回収量	年間量	t/年	56	56	28	16	6	
		処理後再生利用 (中間処理後資源化)	年間量	t/年	1,217	1,238	1,304	1,238	1,201
	対排出量の割合		%	6.4%	6.4%	6.5%	6.2%	6.0%	
	総資源化量 (リサイクル率)	年間量	t/年	3,555	3,782	4,529	4,674	4,889	
		対総排出量の割合	%	18.6%	19.6%	22.5%	23.4%	24.4%	
	紙類	年間量	t/年	353	465	550	599	601	
		金属類	年間量	t/年	474	497	574	522	482
			ガラス類	年間量	t/年	536	538	556	524
		PET		年間量	t/年	254	259	261	267
		草木	年間量	t/年	1,989	2,086	2,687	2,834	3,082
		廃食油	年間量	t/年	6	5	5	5	2
		乾電池・蛍光灯	年間量	t/年	25	27	32	29	27
		古布	年間量	t/年	0	0	0	13	20
熱回収量(年間の発電電力量)		年間量	MWh/年	-	-	-	-	-	
減量化量 (減量化率)	年間量	t/年	14,481	14,079	14,006	13,982	13,882		
	対排出量の割合	%	76.1%	73.3%	69.8%	69.9%	69.4%		
焼却処理量		年間量	t/年	16,339	15,950	15,932	15,903	15,731	
最終処分量		年間量	t/年	2,092	2,127	2,219	2,193	2,096	
(最終処分率①)		対排出量の割合	%	11.0%	11.1%	11.1%	11.0%	10.5%	
(最終処分率②)		対総排出量の割合	%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	10.5%	

(5)ごみ排出量原単位(1人1日当たり排出量)

本地域のごみ排出量原単位の実績を表3-1-14、図3-1-4、3-1-5に示す。

ごみ排出量原単位は、新型コロナウイルス感染拡大により在宅時間が増えたことで、令和2年度に増加したが、令和3年度以降は概ね横ばいで推移している。

本地域の最新実績（令和4年度）と沖縄県及び全国の実績（令和3年度）を比べると、本地域は沖縄県及び全国の実績よりも上回っている。これは、草木の回収が進み、資源ごみ排出量が増加していることが一つの要因と考えられる。

草木の回収を行っているのは、県内でも本地域のみである。草木を除いたごみ排出量で県内自治体と比較すると、家庭系ごみは県平均と概ね同等、事業系ごみは県平均を下回っている。

表 3-1-14 ごみ排出量原単位の実績

単位:g/人・日

年度	H30	R1	R2	R3	R4
本地域	951.5	958.1	1,002.0	995.7	995.4
沖縄県※1	884	889	881	881	—
全国※1	919	919	901	890	—

※1：沖縄県及び全国は一般廃棄物処理実態調査票（環境省）の値。

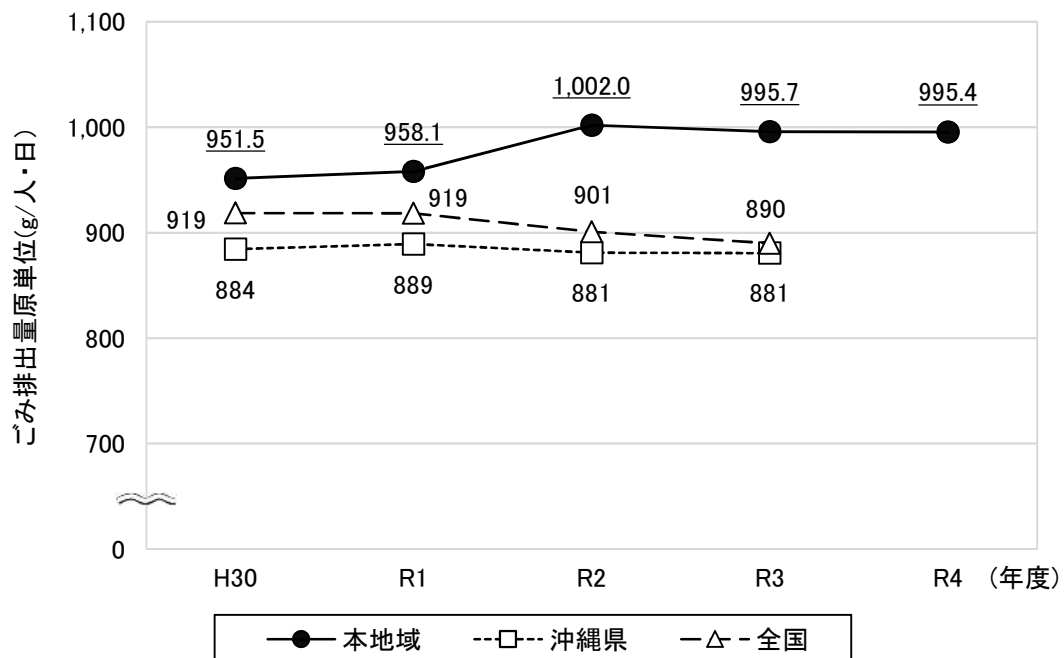
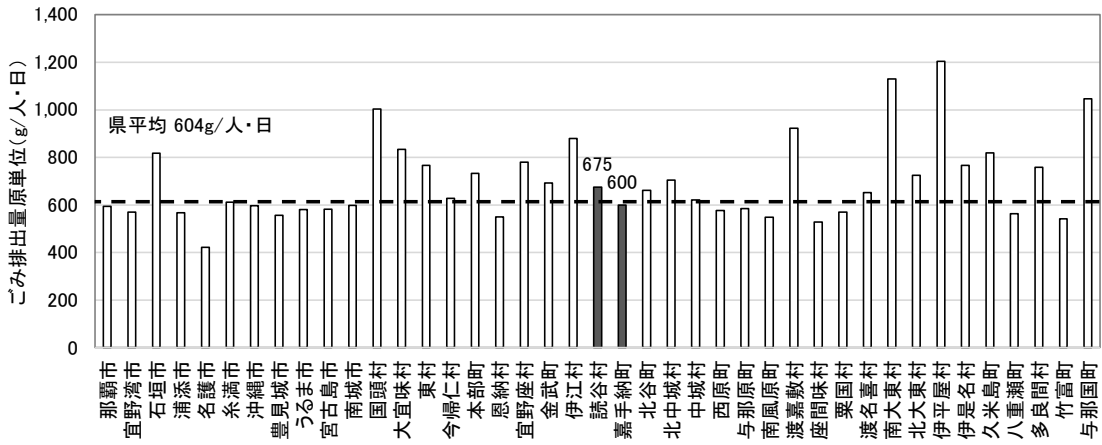
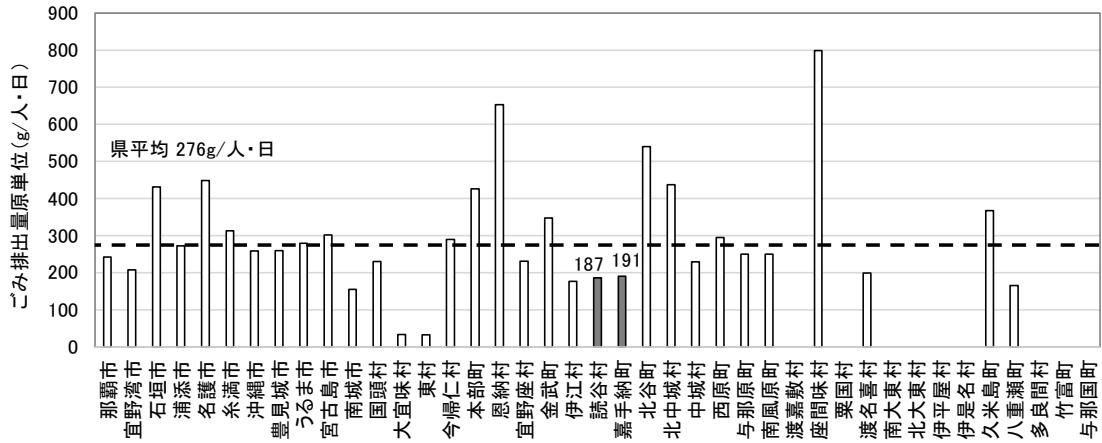


図 3-1-4 ごみ排出量原単位の実績

家庭系ごみ



事業系ごみ



※：一般廃棄物処理実態調査票（環境省）の値

図 3-1-5 県内のごみ排出量原単位（草木を除く）

(6)リサイクル率

リサイクル率の実績を表 3-1-15、図 3-1-5 に示す。

本地域の令和 4 年度のリサイクル率（総資源化量÷総排出量）は 24.4%となっており、増加傾向で推移している。増加している主な要因は、草木の回収が進んでいることである。

リサイクル率について、本地域の最新実績（令和 4 年度）と沖縄県及び全国の実績（令和 3 年度）を比べると、本地域は沖縄県及び全国の実績よりも上回っている。

表 3-1-15 リサイクル率の実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4
本地域	18.6%	19.6%	22.5%	23.4%	24.4%
沖縄県※1	13.8%	14.5%	16.6%	15.8%	—
全国※1	19.9%	19.6%	20.0%	19.9%	—

※1：沖縄県及び全国は一般廃棄物処理実態調査票（環境省）の値。

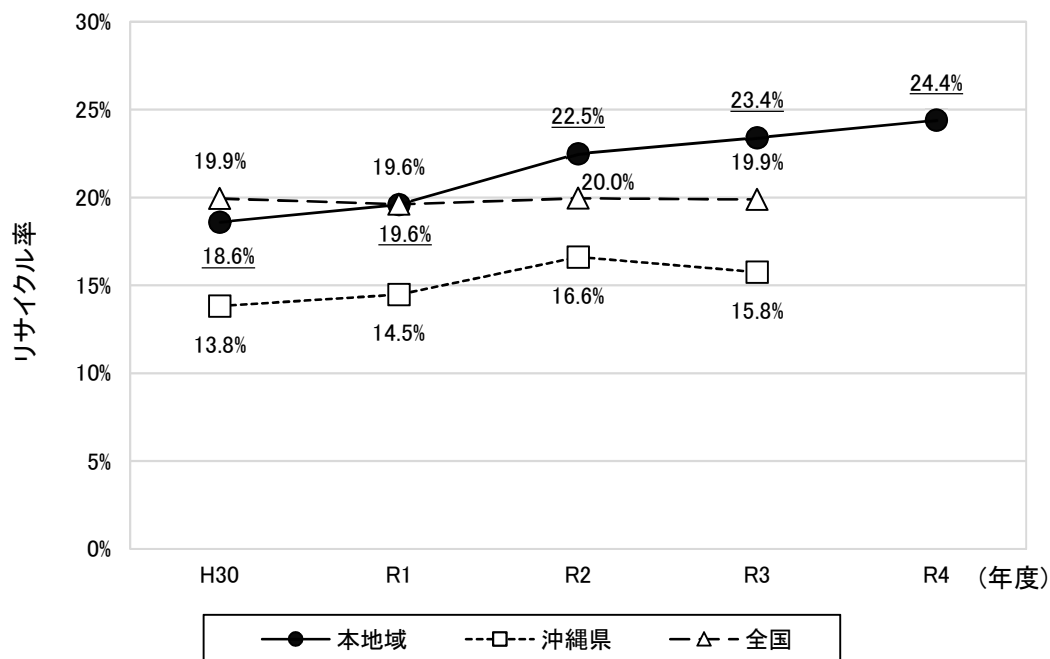


図 3-1-6 リサイクル率の実績

(7)最終処分率

最終処分率の実績を表 3-1-16、図 3-1-6 に示す。

本地域の令和 4 年度（令和 4 年度）の最終処分率（最終処分量÷ごみ排出量）は 10.5%となっており、微減傾向で推移している。

最終処分率について、本地域の最新実績（令和 4 年度）と沖縄県及び全国の最新実績（令和 3 年度）を比べると、本地域は全国及び沖縄県の実績より高い状況にある。

表 3-1-16 最終処分率の実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4
本地域	11.0%	11.1%	11.1%	11.0%	10.5%
沖縄県※1	6.1%	6.6%	5.9%	5.8%	—
全国※1	9.0%	8.9%	8.7%	8.4%	—

※1：沖縄県及び全国は一般廃棄物処理実態調査票（環境省）をもとに算出。

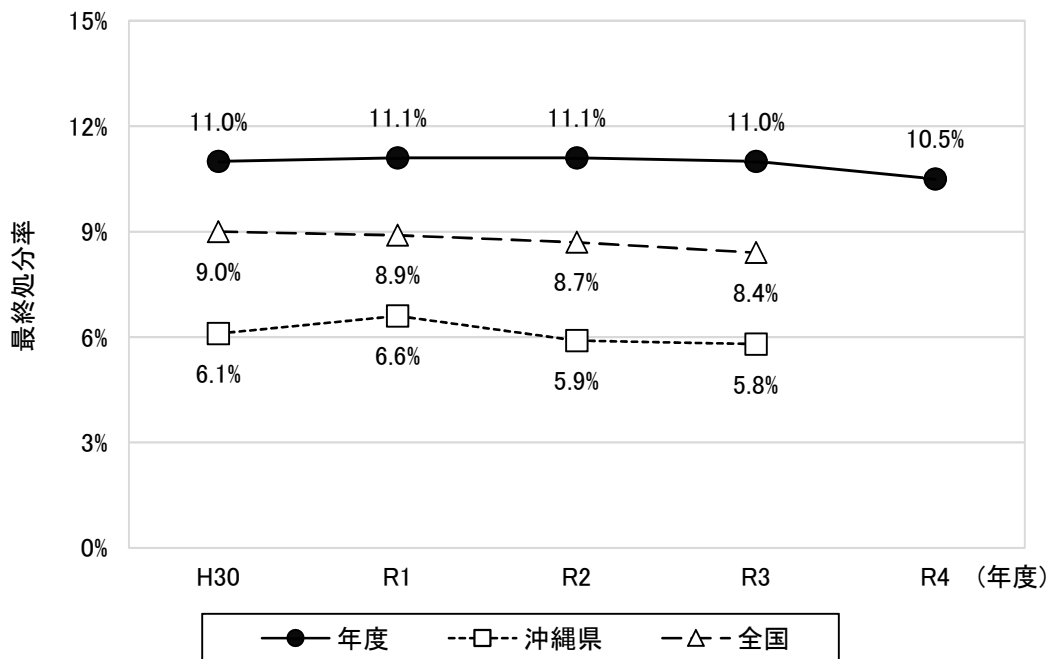


図 3-1-7 最終処分率の実績

(8)排出抑制・再資源化への取組

①生ごみ処理容器等の購入設置助成の実績

嘉手納町及び読谷村の生ごみ容器等の購入設置助成の実績を表 3-1-17、表 3-1-18 に示す。

嘉手納町及び読谷村では、家庭で発生する生ごみを住民が自ら処理し、減量化することを目的として、生ごみ処理容器等の購入設置に対する助成を行っている。

表 3-1-17 嘉手納町の生ごみ処理容器等購入設置助成の実績

単位：件

年度	H30	R1	R2	R3	R4
生ごみ処理容器	0	0	0	1	0
生ごみ処理機器	0	0	0	1	0
合計	0	0	0	2	0

表 3-1-18 読谷村の生ごみ処理容器等購入設置助成の実績

単位：件

年度	H30	R1	R2	R3	R4
生ごみ処理容器	12	10	18	22	15
生ごみ処理機器				11	7
合計	12	10	18	33	22

②集団回収の実績(奨励金制度の対象)

嘉手納町では、町の奨励金制度に基づく集団回収は行っていない。読谷村では、資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度を設けて集団回収を実施している。

読谷村の集団回収の実績を表 3-1-19 に示す。

表 3-1-19 読谷村の集団回収量の実績

単位：団体、t

年度	H30	R1	R2	R3	R4
実施団体数(延べ)	22	22	18	10	10
ビン	1	1	0	0	0
古紙	42	42	21	8	0
缶類(アルミ・スチール)	12	12	6	7	6
廃食油	1	1	1	1	0
合計	56	56	28	16	6

③容器包装リサイクル法及びその他の資源化可能な品目への対応

本地域の容器包装リサイクル法及びその他の資源化可能な品目への対応状況を表 3-1-20 に示す。

本地域では、アルミ缶・スチール缶、プラスチック製容器包装、生ごみ、使用済小型電子機器の分別収集を実施していない。なお、アルミ缶・スチール缶と使用済小型電子機器は、環境美化センター内で選別を実施している。ただし、アルミ缶・スチール缶は、缶以外の金属類もまとめて選別されている。

また、ガラスびんは、分別収集しているものの、色分けまでは実施していない。

表 3-1-20 容器包装リサイクル法及びその他の資源化可能な品目への対応状況

資源物品目			資源化への対応の有無※1	
			(分別区分の名称)	
			嘉手納町	読谷村
容器包装リサイクル法対象品目	アルミ缶・スチール缶		×	×
	ガラスびん		(環境美化センター内で選別している)	(環境美化センター内で選別している)
	ペットボトル		×	×
	プラスチック製 容器包装	白色トレイ	○	○
		その他プラスチック製 容器包装	×	×
	紙製容器包装	飲料用紙パック	×	×
		段ボール	○	○
その他紙製容器包装		○	○	
その他資源化可能な品目	古紙類		○	○
	古布類		○	○ (指定された自治会に自己搬入可)
	バイオマス 資源	生ごみ	×	×
		廃食用油等	(生ごみ処理機器等の購入設置助成による家庭で有効利用を推進)	(生ごみ処理機器等の購入設置助成による家庭で有効利用を推進)
		草木類	○	○
	その他	乾電池・蛍光管	○	○
		使用済小型電子機器	×	×
		(環境美化センター内で選別している)	(環境美化センター内で選別している)	

※1：○は分別対応（施設で資源回収しているものも含む）、×は分別未対応。

(9)ごみの性状

環境美化センターで実施している可燃ごみのごみ質調査結果（年間平均値）を表 3-1-21、図 3-1-7 に示す。

令和 4 年度の可燃ごみの種類組成は、最も大きい割合を占める紙類が 43.51%、次いでビニール類が 34.52%、木・竹・わら類が 8.10%、厨芥類が 6.54%、布類が 6.05%、不燃物類が 0.68%、その他が 0.60%を占めている。

表 3-1-21 可燃ごみのごみ質調査結果(年間平均値)

年度		H30	R1	R2	R3	R4
組成	紙・布類	53.9	51.9	50.3	—	—
	紙類	—	—	—	38.32	43.51
	布類	—	—	—	9.81	6.05
	ビニール類	29.9	34.4	33.2	26.94	34.52
	木・竹・わら類	5.6	3.1	7.6	10.90	8.10
	厨芥類	8.1	9.6	7.0	10.82	6.54
	その他 ^{※1}	0.6	0.4	1.4	1.73	0.60
	不燃物類	1.9	0.6	0.5	1.48	0.68
	計	100.0	100.0	100.0	100.00	100.00
三成分	水分	41.7	37.0	42.5	42.78	40.63
	灰分	6.8	6.2	5.1	5.38	4.65
	可燃分	51.5	56.8	52.4	51.84	54.72
	計	100.0	100.0	100.0	100.00	100.00
低位発熱量(kJ/kg) ^{※2} (実測値)		9,770	11,200	9,880	10,600	11,300

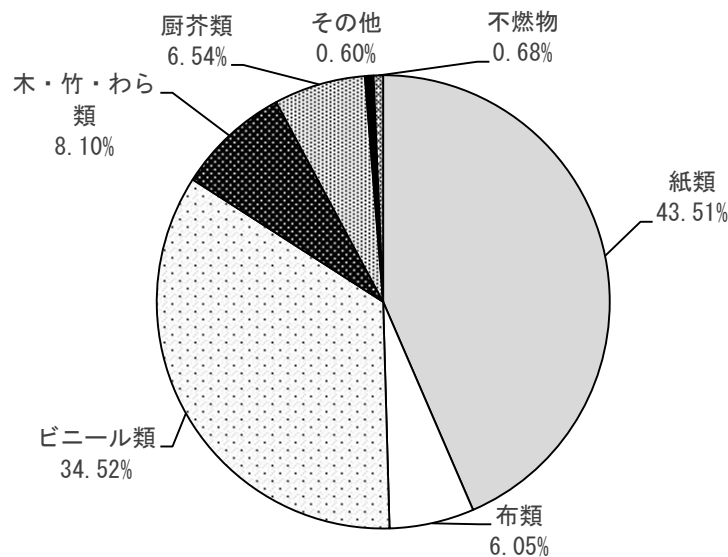


図 3-1-8 可燃ごみの組成割合(令和 4 年度)

(10)ごみ処理に係る経費の実績

ごみ処理事業経費の実績を表 3-1-22 に示す。

令和 4 年度のごみ処理事業経費は 456,930 千円であり、すべて処理及び維持管理費である。また、ごみ 1 トン当たりのごみ処理費用は 28,008 円、住民 1 人当たりのごみ処理費用は 8,300 円である。なお、令和元年度までは基幹的設備改造工事を実施していたため、費用が割高となっている。

表 3-1-22 ごみ処理事業経費の実績

年度			単位	H30	R1	R2	R3	R4
ごみ処理事業経費	嘉手納町	建設・改良費	千円/年	378,648	418,436	0	0	0
		処理及び維持管理費※1	千円/年	107,948	112,628	110,399	117,479	128,032
		合計	千円/年	486,596	531,064	110,399	117,479	128,032
	読谷村	建設・改良費	千円/年	793,152	881,884	0	0	0
		処理及び維持管理費※1	千円/年	261,097	276,382	269,869	295,095	328,898
		合計	千円/年	1,054,249	1,158,266	269,869	295,095	328,898
	本地域	建設・改良費	千円/年	1,171,800	1,300,320	0	0	0
		処理及び維持管理費※1	千円/年	369,045	389,010	380,268	412,574	456,930
		合計	千円/年	1,540,845	1,689,330	380,268	412,574	456,930
ごみ総処理量(集団回収含まない)			t/年	16,741	16,716	16,873	16,571	16,314
行政区域内人口			人	54,938	54,926	54,955	55,046	55,055
ごみ1トン当たりのごみ処理費用※2			円/t	92,040	101,061	22,537	24,897	28,008
住民 1 人当たりのごみ処理費用※3			円/人	28,047	30,756	6,920	7,495	8,300

※1：車両等購入費及び調査研究費は含まない。

※2：ごみ1トン当たりのごみ処理経費＝処理及び維持管理費（本地域）÷ごみ総処理量（本地域）

※3：住民1人当たりのごみ処理経費＝処理及び維持管理費（本地域）÷行政区域内人口（本地域）

資料：一般廃棄物処理実態調査票（環境省）

4. 一般廃棄物処理システム評価

(1) 中間の目標値との比較による評価

中間の目標値と本地域の実績値の比較による評価結果を表 3-1-23 に示す。

ごみ総排出量については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響や、想定以上に草木の回収が進んだことにより増加したため、未達成である。一方、リサイクル率、最終処分率はともに計画で定めた目標を達成している。

表 3-1-23 本地域の前計画の目標値と実績値との比較による評価

	中間計画目標値 (令和元年度)	実績値 (令和元年度)	達成評価※1
ごみ総排出量	17,128t/年	19,260t/年	×
リサイクル率※2	16.1%	19.6%	○
最終処分率※2	11.2%	11.0%	○

※1：目標達成（○）、目標未達成（×）。

※2：リサイクル率、最終処分率は対ごみ総排出量。

(2) 沖縄県及び国の目標値との比較による評価

沖縄県及び国では表 3-1-24 のように目標値を定めている。

表 3-1-24 沖縄県及び国の目標値の概要

	沖縄県が設定した目標値	国が設定した目標値
設定計画等	沖縄県廃棄物処理計画(第五期)	第四次循環型社会形成推進基本計画
策定年月	令和 4 年 3 月改定	平成 30 年 6 月 19 日
基本となる法律	廃棄物処理法	循環型社会推進基本法
目標年次	令和 7 年度(2025 年度)	令和 7 年度(2025 年度)
排出量に係る目標値	1人1日当たりの排出量を令和元年度(889g/人・日)に対して11.6%を削減する(786g/人・日)。 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を令和元年度(490g/人・日)に対して、0.2%削減する(489g/人・日)。	1人1日当たり排出量 約 850g/人・日 1人1日当たり家庭ごみ排出量 約440g/人・日
再生利用に係る目標値	排出量の「22.0%」とする。 (令和元年度実績「14.5%」)	—
最終処分に係る目標値	排出量の「4.9%」とする。 (令和元年度実績「6.6%」)	—

沖縄県の目標値と本地域の令和４年度の実績値を比較したものを表 3-1-25 に、国の目標値と本地域の令和４年度の実績値を比較したものを表 3-1-26 に示す。

本地域の状況としては、目標年度まで期間があるものの、いずれの目標値にも届いていないため、今後、減量化や資源化等を推進していく必要がある。

表 3-1-25 沖縄県の目標値と本地域の実績値との比較による評価

	県の目標値 令和 7 年度	本地域の実績値 令和 4 年度	達成 評価
ごみ総排出量	1 人 1 日当たり排出量 11.6%削減(対 R1) 1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量 0.2%削減(対 R1)	1 人 1 日当たり排出量 5.1%増(対 R1) 1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量 3.9%増(対 R1)	—
リサイクル率※1	22.0% 7.5%増(対 R1)	20.7% 1.8%増(対 R1)	—
最終処分率※1	4.9% 1.7%減(対 R1)	10.5% 3.1%減(対 R1)	—

※1：リサイクル率、最終処分率は対ごみ総排出量。

表 3-1-26 国の目標値と本地域の実績値との比較による評価

	国の目標値 令和 7 年度	本地域の実績値 令和 4 年度	達成 評価
ごみ総排出量	1 人 1 日当たり排出量 約 850g/人・日 1 人 1 日当たり 家庭ごみ排出量 約 440g/人・日	1 人 1 日当たり排出量 995.4g/人・日 1 人 1 日当たり 家庭ごみ排出量 732.1g/人・日	—
リサイクル率※1	—	24.4%	—
最終処分率※1	—	10.5%	—

※1：リサイクル率、最終処分率は対総排出量。

(3) 施策の実施状況の評価

本計画の策定時に設定した施策の実施状況を表 3-1-27、3-1-28 に示す。

排出抑制・資源化の取組に関する施策を見ると、まだ未実施の施策が残っている。収集・運搬、中間処理、最終処分に関する施策は、概ね実施している。

表 3-1-27 施策の実施状況 (1/2)

計画している施策				嘉手納町での実施状況	読谷村での実施状況
排出抑制・資源化の取組	地域のごみ減量化の推進と仕組みづくり	住民の意識啓発のための情報発信	ホームページや広報誌等を活用した家庭でできる3R運動等の情報発信	広報誌へ毎月ごみの種類別に資源化などの情報を掲載	適宜、広報誌にて3R情報を掲載 HPを適時更新
			ごみ問題や環境をテーマにした各種イベントの紹介	嘉手納町の実施する各種イベントにおいて資源化メニューを紹介する看板の設置や古布の回収ボックスを設置	村主催で年1回の海浜清掃を実施
			地域のリサイクル活動(集団回収等)や清掃活動などの取組紹介	未実施	HPやごみパンフレットに事業の紹介
		住民への啓発活動・環境学習の充実	ごみ処理施設見学の積極的受入れ	小学校7校を中心に、希望のあった団体に対して施設見学の受入れを実施している	
			学校での環境教育教材・副読本の活用	未実施	未実施
			ごみ問題や環境をテーマにした出前講座などの講習会の開催	嘉手納小学校の学習に合わせてごみの資源化の講座を実施。また町外になるが美咲養護学校への出前授業を実施。	未実施
			地域で行われるリサイクル活動や美化活動・清掃活動の推進	ごみ袋の支給や回収をすることで推進している	ボランティアごみ袋の提供やトラックの貸し出しを行っている 草木処理については、草木資源化施設を案内し、資源化を図っている
			マイバッグ運動の実施	未実施	適宜案内
		助成事業の推進	生ごみ処理機器等の購入設置や集団回収に対する助成事業を継続	電気式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の購入補助事業を実施	生ごみ処理容器の販売や生ごみ処理機購入に係る助成金、集団回収に対する奨励金の交付事業を実施
		リユース(再利用)の促進	フリーマーケットやリサイクルショップ及び修理店の利用を促し、まだ使えるものについて再使用を促進	株式会社ジモティーと協定を締結し、リユースの推進及び代理出品を実施。また、古布類や食器類は分別回収し、カンボジアへ輸出。	自治会にて古布の拠点回収を行い、リユースを図っている
		マイバッグ運動・レジ袋対策	地域の商工会議所等と協力・連携してマイバッグ運動、レジ袋対策を推進	未実施	未実施
		家庭系ごみの分別収集の徹底とリサイクルの推進	資源物の分別の徹底	古紙、古布、植物油、草木、ペットボトルの分別を徹底している	広報誌やHP、チラシを適宜配布し、分別を呼び掛けている
			店頭回収等の推進	未実施	ごみパンフレットに食品トレイは店舗への案内を行っている
	事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進	事業者への情報発信・普及啓発及び指導の徹底	自らごみを減量化・資源化し適正に処理する義務があることを周知・徹底	令和2年度に通知文を許可業者を介して配布している	未実施
			多量に排出する事業者等に対し、適正処理及びごみの減量・リサイクルを促すために指導	許可業者より情報提供があった際には直接指導している	許可業者より情報提供があった際には直接指導している
		資源物の分別の促進	事業系ごみにの資源化の推進に向けて事業者への啓発活動	未実施	未実施
			事業所から排出される資源物のリサイクルルートが確保できるよう支援	一般家庭同様にジモティーへの代理出品の対象としている	未実施
	その他	ごみ処理に係る費用負担の公平化	必要に応じてごみの処理手数料の見直しを検討	令和5年度検討予定	R2にごみ袋手数料の改定を行っている。今後は粗大ごみ料金改定を検討
		公共施設(庁舎等)における3Rの推進	積極的な再生品利用(グリーン購入)を進める	未実施	未実施

表 3-1-28 施策の実施状況 (2/2)

計画している施策				嘉手納町での実施状況		読谷村での実施状況	
収集・運搬 に関する 施策	安全かつ効率 的な収集・運 搬体制の継続	収集サービスの 向上	状況に応じた収集・運搬体制 の変更・追加	以前よりも多い人数体制で価格設計し、委 託業者の負担軽減を図っている		粗大ごみ量の増加に伴い、収集員を増や し、収集サービスの維持・向上を行った	
		収集作業時の 安全確保	ごみの分別徹底やごみ出し ルールの指導を徹底	混ざりごみについてはステッカーを貼り、回 収をせずに分別を促している		不適切な場合は、排出者に直接指導や収 集できない旨のステッカーの貼り付け	
		ごみ出しルー ル周知の徹底	ホームページや広報等によ り、住民に対する意識啓発を 継続	「ごみの出し方・分け方」という冊子やホーム ページへの掲載を実施		適宜実施	
			ごみ出しルールを守らない地 域や住民に対しては、直接指 導	近隣住民の方より情報提供があった際には 直接指導を実施している		適宜実施	
			アパートなどの集合住宅に対 するごみ出しルールの周知 の徹底	管理不動産会社への周知徹底		適宜実施	
	収集・運搬の利便性の向上		生活介助を要する障害者や 高齢者などがある世帯に対 する収集・運搬体制	自治会への呼びかけ、社協の実施する事業 「ちょこっとサポートサービス」の紹介		福祉課と連携し、収集体制の相談を行う	
中間処理 に関する 施策	安定的かつ効 率的及び、適 正な中間処理 の実施	適正処理の実 施	環境美化センターの適正な 維持管理、運転管理及び公 害防止対策に努める	組合にて、運転管理を実施			
		環境美化セン ターの延命化 への対応	計画的な補修（基幹的設備 改造等）や維持補修を実施	H29～H31に基幹的設備改造工事を実施			
		広域的なごみ 処理体制の構 築	今後、関係自治体との調整を 図っていく	当面、組合管内での処理を継続			
	中間処理による減量化及び循 環利用の推進		不燃物からの金属類等の回 収の徹底	環境美化センター（不燃・粗大ごみ 処理施設）にて、金属類、ガラス類、乾電池・蛍光管 の回収を実施			
			分別収集された資源物の適 正な資源化の実施	ストックヤードにてビン、古紙、ペットボトルを保管した後、資源化を実施			
最終処分 に関する 施策	適正処分の実施		現有最終処分場で適正な維 持管理を行い、安心・安全な 埋立処分を継続	組合にて、運転管理を実施			
	最終処分量の最小化		ごみの排出抑制、分別の徹 底、中間処理段階の資源回 収の徹底により最終処分量を できるだけ少なくする	各施策により実施			
その他の 計画	廃家電のリサイクルに関する 普及啓発		廃家電等の適切な回収、再 商品化がなされるよう、関連 団体や小売店などと協力し、 普及啓発	パンフレットなどで実施中		ごみパンフレットにて案内	
	ごみの不法投棄対策の強化		広報や不法投棄禁止の立て 看板の設置等を通じて不法 投棄防止の啓発に努める	立て看板の配布、設置及び防犯カメラの期 間設置など		不法投棄看板の貸し出しや監視カメラの設 置を行っている	
			不法投棄が多い場所を中心 に、巡回パトロールを強化	毎週水曜日午前中に実施		通報に応じて対応	
	適正処理困難物の適正処理・ 資源化の促進		専門の業者又は各取扱店に 引取り又は処理を依頼するよ う、排出者へ周知徹底	問い合わせがあった際に案内している		ごみパンフレットにて案内	
	災害時に発生する廃棄物の適 正処理への対応		災害発生時のごみ処理が円 滑に行えるように体制の確保	災害廃棄物処理計画策定済		災害廃棄物処理計画策定済	

5. ごみ処理の課題

(1) 排出抑制・再資源化の課題

住民・事業者・行政の三者による連携の促進

- ・適正なごみ処理や減量化・資源化を進めていくためには、住民、事業者、行政の三者による連携が重要である。
- ・情報共有や意識向上イベントなどの啓発事業を積極的に実施し、今後も更なる相互協力・連携強化を進めていく必要がある。

ごみ排出量の抑制

◆ 家庭系・事業系ごみの排出抑制

○ 家庭系ごみ

- ・新型コロナウイルス感染拡大による影響等もあるが、現状、計画どおりに減量化が進んでいない。
- ・多くを占めている可燃ごみを中心に、減量対策を検討する必要がある。

○ 事業系ごみ

- ・事業系ごみの排出量は県平均より低いため、現状を維持する必要がある。

◆ 施策の計画的な実施

- ・ごみの減量化のためには、住民の意識をより一層高めるための普及啓発、事業者が自らごみを減量化や資源化に取り組み、適正に処理する義務があることを周知徹底する必要がある。
- ・特に、未実施である施策を計画的に取り組んでいく必要がある。

リサイクル率の向上

◆ 可燃ごみに混入している資源物の分別の徹底

- ・可燃ごみの中には資源として再利用できる紙類やペットボトルなどが混入していることから、引き続き分別の徹底を図る必要がある。

◆ 資源物を出しやすい環境づくり

- ・資源物の分別を推進していくためには、多様化していく住民の生活に合わせて、住民のだれでもが参加できるように、地域の実情に応じて集団回収、分別収集、拠点回収、店頭回収やリサイクルショップの活用等の多様な選択肢を設けるなど、資源物を出しやすい環境づくりに努める必要がある。

◆ 資源ごみの分別収集

- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行したことにより、各自治体には、プラスチック分別回収の協力が求められている。
- ・また、第 10 期沖縄県分別収集促進計画では、アルミ缶、スチール缶、ビン類の色分け、その他プラスチック、白色トレイも分別収集することとされている。
- ・本地域も、同様の品目を分別収集することについて検討する必要がある。

(2) 収集・運搬の課題

ごみの適正な分別・排出の促進
・効率的なリサイクルと適正処理を推進するため、分別排出を徹底する必要がある。 ・安全なごみ収集を継続していくため、危険物(スプレー缶等)の排出方法について、更なる周知徹底を図る必要がある。 ・また、産業廃棄物が多く持ち込まれているため、「事業系ごみ分別の手引き」を作成する等、産業廃棄物を持ち込ませないためのルール化が必要である。
収集・運搬の効率性・安定性の向上
・資源物として分別する品目の追加及び宅地開発や道路新設改良等による収集・運搬体制の変更・追加など、今後も効率性・安定性の向上に努める必要がある。
収集・運搬の利便性の向上
・生活介助を要する障害者や高齢者がいる世帯に対する収集・運搬体制等、多様化する住民のニーズについて把握し、収集・運搬の利便性の向上に努める必要がある。

(3) 中間処理の課題

中間処理段階における循環利用の推進
・本地域では中間処理の段階において、資源物の回収等を推進しており、今後も、循環利用の推進、最終処分場の延命化の観点から継続していく必要がある。
新施設の整備
・環境美化センターは、基幹的設備改造を実施したことで、令和 11 年度まで延命化が図られている。 ・今後、令和 11 年度以降に運用する新施設の整備について検討する必要がある。

(4) 最終処分の課題

最終処分場の適正管理・延命化
・現行の最終処分場の維持管理基準を遵守し、周辺環境にも配慮した維持管理に努め、適正処分を継続していく必要がある。 ・残余容量が減少してきているため、埋立量を削減し、延命化を図る必要がある。 ・残余容量を確保するため、最終処分場の増設について検討する必要がある。

(5) ごみ処理費用の課題

ごみ処理経費の削減
・今後のごみ処理費用の低減のため、ごみの減量化に努めていく必要がある。

(6)その他の課題

ごみの不法投棄への対策

- ・不法投棄は生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼす。不法投棄への対策を徹底する必要がある。

適正処理困難物等への対応

- ・適正処理困難物等については、適正処理を推進するため、関係機関や民間業者と連携し、処理体制を構築している。
- ・円滑に適正処理が進められるよう、処理体制の維持に努める。また、適正処理困難物等の処理方法について、住民への情報提供などを継続的に行う必要がある。

災害時の廃棄物処理への対応

- ・台風等の災害により大量の廃棄物が発生した場合には、衛生的な環境を保持し、早急に復旧をする観点から迅速な対応が求められる。
- ・大規模災害発生時に適切・迅速な対応ができるよう、「災害廃棄物処理計画」に基づき、事前の準備・対策の強化を図る必要がある。

第2節 ごみ処理行政等の動向

1. ごみ処理広域化の状況

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）令和4年3月」において、本島における中間処理施設の広域化ブロック割りを図3-2-1のとおり定めている。

沖縄県では、ごみ処理の広域化の区域は、行政区域上で本島3ブロック（北部、中部、南部）、離島域2ブロックの計5ブロックに分けられている。本地域は中部ブロックの中部南ブロックに位置づけられている。

中間処理施設の整備計画の概要を表3-2-1に示す。



図 3-2-1 沖縄県本島における中間処理施設の広域化ブロック割り

表 3-2-1 中間処理施設の整備計画の概要

現行 ブロック	市区町村名	ケース1 (R3年度)		ケース2 (R12年度)		ケース3 (R27年度)	
		No	組合せ	必要施設規模 ※	No	組合せ	必要施設規模 ※
北部	国頭村	1	国頭地区行政事務組合	10.2 t/日	1	北部 1	12.7 t/日
	大宜味村						
	東村						
	名護市	2	名護市	61.3 t/日	2	北部 2	77.6 t/日
北部離島	今帰仁村	3	本部町・今帰仁村清掃施設組合	31.8 t/日		1	北部
	本部町						
	伊是名村						
	伊平屋村	4	伊是名村	1.4 t/日	3	北部 3	
中部	伊江村	5	伊平屋村	1.5 t/日			
	読谷村	6	伊江村	4.8 t/日			
	嘉手納町	7	金武地区消防衛生組合	20.5 t/日	4	中部北 1	20.9 t/日
	北谷町	8	金武地区消防衛生組合	146.1 t/日	5	中部北 2	168.6 t/日
南部	浦添市	9	比謝川行政事務組合	55.1 t/日	6	中部南 1	66.6 t/日
	糸満市	10	倉浜衛生施設組合	262.0 t/日	7	中部南 2	292.7 t/日
	与那原町						
	八重瀬町						
南部離島	座間味村	11	中城村・北中城村清掃事務組合	45.2 t/日	8	南部北	206.8 t/日
	粟国村						
	渡嘉敷村						
	渡名喜村	12	浦添市	109.3 t/日	9	南部南 1	296.1 t/日
宮古	南大東村	13	南部広域行政組合 (糸満環境衛生課)	129.2 t/日			
	北大東村	14	南部広域行政組合 (東部環境衛生課)	120.3 t/日			
	久米島町	15	那覇市・西風原町環境施設組合	366.5 t/日	10	南部南 2	394.5 t/日
	宮古島市	16	渡嘉敷村	0.7 t/日			
八重山	多良間村	17	渡名喜村	0.3 t/日			
	石垣市	18	南大東村	1.3 t/日	11	南大東村	1.3 t/日
	竹富町	19	北大東村	0.8 t/日	12	北大東村	1.5 t/日
	与那国町	20	久米島町	10.3 t/日	13	久米島町	8.0 t/日
宮古	宮古島市	21	宮古島市	70.7 t/日	14	宮古	26.3 t/日
	多良間村	22	多良間村	1.2 t/日			
	石垣市	23	石垣市	62.7 t/日			
	竹富町	24	竹富町	1.3 t/日	15	石垣市・竹富町	40.1 t/日
八重山	与那国町	25	与那国町	0.0 t/日	16	与那国町	4.0 t/日

※必要施設規模は、各ケースの目標日安年度の広域化組合せ市町村のごみ処理量実績(ケース 1)または推計ごみ処理量(ケース 2、ケース 3)から必要となる施設規模を下記の式から算出した。
 必要施設規模(t/日)＝年間日平均処理量(t/日)÷実稼働率÷調整稼働率
 ＝(推計ごみ量合計(t/年)÷365)÷(280 日÷365 日)÷0.96

資料：沖縄県廃棄物処理計画（第五期）令和 4 年 3 月

2. 関係法令等

本計画に係る法令の概要を表 3-2-2 に示す。

表 3-2-2 本計画に係る法令の概要

法令名称	制定年度 (最終改正)	概 要
環境基本法	平成5年度 (令和3年度改正)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度 (平成24年度改正)	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	昭和45年度 (令和4年度改正)	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成3年度 (令和5年度改正)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年度 (平成23年度改正)	家庭等から排出されるごみの大半(容積比約60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年度 (平成29年度改正)	家電製品の製造・販売事業者などに廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年度 (平成25年度改正)	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年度 (令和4年度改正)	建設工事の受注者などに建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年度 (令和5年度改正)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成24年度	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成12年度 (令和3年度改正)	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。
食品ロスの削減の推進に関する法律	令和元年度	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	令和3年度	プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進する。

第3節 ごみ処理基本計画の基本方針等

1. 基本方針

ごみ処理基本計画の基本理念を以下のように掲げ、従来の処理・処分を中心としたシステムから、ごみを減量し、有効利用を図っていくシステム、いわゆる「持続可能な循環型社会」の形成を住民、事業者、行政が協働で目指す。

住民・事業者・行政の三者協働による 持続可能な循環型の地域社会づくり

この基本理念に基づいた本地域のあるべき姿の実現に向けて、今後のごみ処理行政についての基本方針を以下のように掲げ、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を推進する。

【ごみ処理の基本方針】

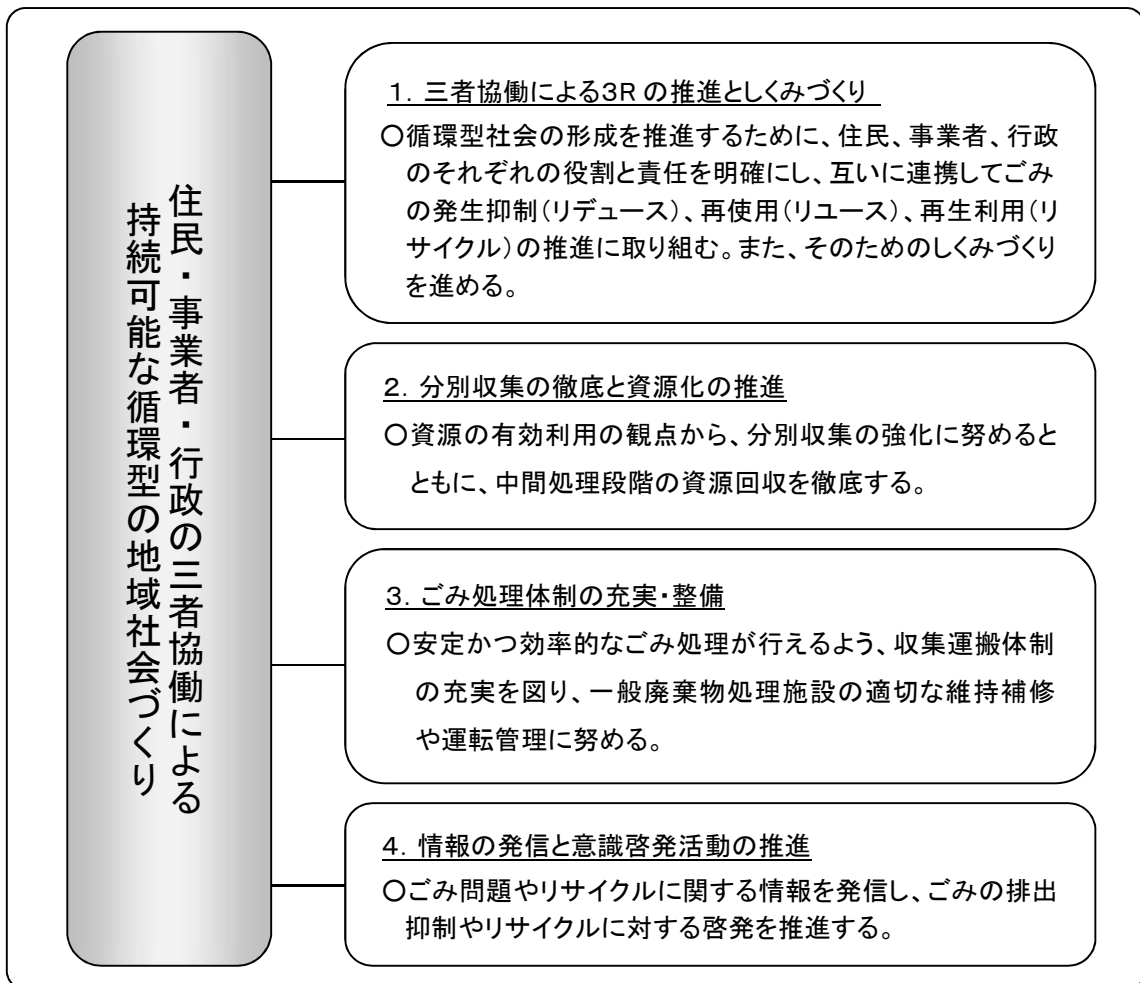


図 3-3-1 ごみ処理の基本方針

2. 将来のごみ処理体系

本地域のごみ処理は、当面、現行の処理体系を継続する。

資源ごみについては、アルミ缶、スチール缶、ビン類の色分け、その他プラスチック、白色トレイの分別収集について、令和7年度を目途に検討を進める。

また、環境美化センターでは、令和11年度以降に運用する新施設の整備事業を計画的に進める。そして、一般廃棄物最終処分場の増設についても、適切な時期に検討を進める。

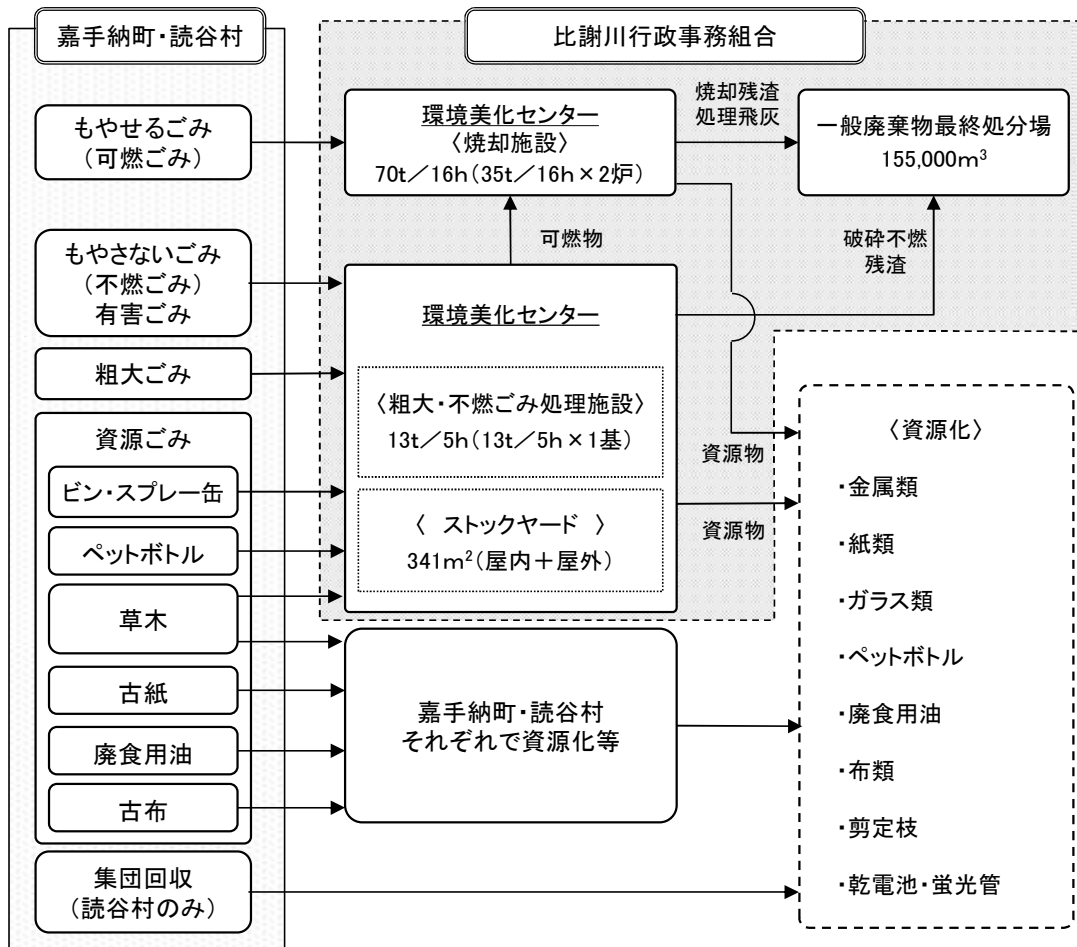
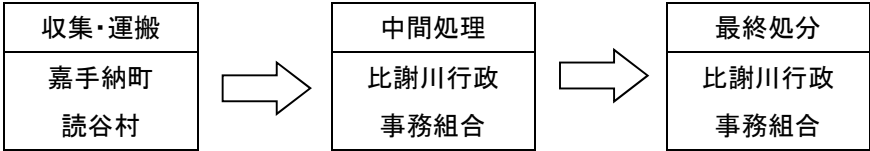


図 3-3-2 ごみ処理体系(再掲)

3. 将来のごみ処理主体

ごみ処理の流れと実施主体は、当面、現行体制を継続する。

「収集・運搬」については、嘉手納町及び読谷村がそれぞれの行政区域内における処理区域のごみを収集し、各施設へ運搬する。「中間処理」については、組合が管理している環境美化センターで中間処理を行い、「最終処分」については、組合が管理する一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。



※：資源ごみの一部は構成町村が主体となり資源化（委託含む）する。

図 3-3-3 将来のごみ処理の流れと実施主体

第4節 ごみ処理基本計画

1. ごみの排出量及び処理量の推計

ごみの排出量及び処理量の推計については、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 25 年 6 月）に示される方法を基本に行った。また、詳細は「資料 ごみ排出量等の推計」に示す。

(1) 将来人口及び事業所数の推計

① 将来人口の推計

将来人口の推計結果を表 3-4-1 に示す。

将来人口の推計は、過去の各年度 3 月 31 日の住民基本台帳人口（外国人含む）の実績を 5 つのトレンド式に当てはめて行った。人口推計は構成町村別に行い、合計した値を本地域の推計値とした。

本地域の将来人口は、今後も増加傾向で推移する見込みである。

表 3-4-1 将来人口の推計結果

年度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
嘉手納町	人	13,037	12,954	12,872	12,789	12,707	12,624	12,542	12,459
読谷村	人	42,018	42,126	42,235	42,343	42,452	42,561	42,671	42,781
本地域	人	55,055	55,080	55,107	55,132	55,159	55,185	55,213	55,240

② 将来の事業所数の推計

将来の事業所数の推計結果を表 3-4-2 に示す。

事業所数の推計については、今後の社会経済状況の変化や構成町村の土地開発事業の進捗等の影響を受けることからトレンド法による推計が困難であるため、嘉手納町及び読谷村ともに現状の事業所数で推移していくものとし、最新実績のある令和 3 年度の実績を採用した。事業所数の実績は、沖縄県統計年鑑（事業所・企業統計調査報告等）の値を用いた。

表 3-4-2 将来の事業所数の推計結果

年度		R3	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
嘉手納町	事業所	579	579	579	579	579	579	579	579
読谷村	事業所	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181
本地域	事業所	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760

(2)ごみ排出量の推計計画(現状対策時)

現状対策を継続した場合（未実施の施策をそのまま実施しなかった場合）の本地域のごみ排出量の推計結果を表 3-4-3～表 3-4-5 に示す。

表 3-4-3 嘉手納町のごみ排出量の推計結果(現状対策時)

年度				R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
				実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
行政区域内人口			人	13,037	12,954	12,872	12,789	12,707	12,624	12,542	12,459
事業所数			事業所	579	579	579	579	579	579	579	579
排出量	排出量	年間量	t/年	4,498	4,490	4,459	4,439	4,420	4,413	4,382	4,363
		家庭系	年間量	t/年	3,033	3,022	2,995	2,956	2,945	2,918	2,899
			原単位(資源含む)	g/人・日	637.4	637.4	637.4	637.4	637.4	637.4	637.4
	事業系	年間量	t/年	1,465	1,468	1,464	1,464	1,464	1,468	1,464	1,464
		1日量	t/日	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01
		原単位(資源含む)	t/事業所	2.53	2.54	2.53	2.53	2.53	2.54	2.53	2.53
	集団回収量		年間量	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	総排出量		年間量	t/年	4,498	4,490	4,459	4,439	4,420	4,413	4,382
			原単位(資源含む)	g/人・日	945.3	947.0	949.1	950.9	953.0	955.1	957.2

表 3-4-4 読谷村のごみ排出量の推計結果(現状対策時)

年度				R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
				実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
行政区域内人口			人	42,018	42,126	42,235	42,343	42,452	42,561	42,671	42,781
事業所数			事業所	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181
排出量	排出量	年間量	t/年	15,499	15,571	15,560	15,590	15,620	15,693	15,681	15,711
		家庭系	年間量	t/年	11,678	11,739	11,738	11,798	11,861	11,859	11,889
			原単位(資源含む)	g/人・日	761.4	761.4	761.4	761.4	761.4	761.4	761.4
	事業系	年間量	t/年	3,821	3,832	3,822	3,822	3,822	3,832	3,822	3,822
		1日量	t/日	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47
		原単位(資源含む)	t/事業所	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24
	集団回収量		年間量	t/年	6	6	6	6	6	6	6
	総排出量		年間量	t/年	15,505	15,577	15,566	15,596	15,626	15,699	15,717
			原単位(資源含む)	g/人・日	1,011.0	1,010.3	1,009.7	1,009.1	1,008.5	1,007.8	1,007.2

表 3-4-5 本地域のごみ排出量の推計結果(現状対策時)

			単位	R4 実績	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
行政区域内人口			人	55,055	55,080	55,107	55,132	55,159	55,185	55,213	55,240
事業所数			事業所	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	10,594	10,628	10,608	10,615	10,622	10,659	10,637	10,644
		不燃ごみ	t/年	487	489	488	488	488	490	489	490
		粗大ごみ	t/年	487	489	488	488	488	490	489	489
		資源ごみ	t/年	1,429	1,432	1,426	1,426	1,426	1,428	1,423	1,422
		資源ごみ(ビン)	t/年	341	342	341	341	342	343	342	342
		資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ(PET)	t/年	217	218	217	217	218	218	218	218
		資源ごみ(古紙)【単独】	t/年	569	571	570	571	571	573	572	572
		資源ごみ(草木)【単独】	t/年	280	279	276	275	273	272	269	268
		資源ごみ(廃食油)【単独】	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2
	資源ごみ(古布)【単独】	t/年	20	20	20	20	20	20	20	20	
	計	t/年	12,997	13,038	13,010	13,017	13,024	13,067	13,038	13,045	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	9	9	9	9	9	9	9	10
		不燃ごみ	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3
		粗大ごみ	t/年	31	31	31	31	31	31	31	31
		資源ごみ	t/年	1,671	1,680	1,680	1,683	1,687	1,696	1,696	1,699
		資源ごみ(ビン)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ(草木)	t/年	1,671	1,680	1,680	1,683	1,687	1,696	1,696	1,699
	計	t/年	1,714	1,723	1,723	1,726	1,730	1,739	1,739	1,743	
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	3,747	3,758	3,747	3,747	3,747	3,758	3,747	3,747
		不燃ごみ	t/年	82	82	82	82	82	82	82	82
		粗大ごみ	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2
		資源ごみ	t/年	214	214	214	214	214	214	214	214
		資源ごみ(ビン)	t/年	139	139	139	139	139	139	139	139
		資源ごみ(古紙)	t/年	9	9	9	9	9	9	9	9
		資源ごみ(PET)	t/年	66	66	66	66	66	66	66	66
	計	t/年	4,045	4,056	4,045	4,045	4,045	4,056	4,045	4,045	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	87	87	87	87	87	87	87	87
		不燃ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1
		粗大ごみ	t/年	22	22	22	22	22	22	22	22
		資源ごみ	t/年	1,131	1,134	1,131	1,131	1,131	1,134	1,131	1,131
		資源ごみ(ビン)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源ごみ(草木)	t/年	1,131	1,134	1,131	1,131	1,131	1,134	1,131	1,131
		計	t/年	1,241	1,244	1,241	1,241	1,241	1,244	1,241	1,241
排出量		家庭系ごみ計		t/年	14,711	14,761	14,733	14,743	14,754	14,806	14,777
	(資源ごみ含む)		g/人・日	732.1	732.2	732.5	732.6	732.8	733.1	733.2	733.4
	(資源ごみ含む)		kg/人	267	268	267	267	267	268	268	268
	(資源ごみ除く)		kg/人	211	211	211	211	211	212	211	211
	事業系ごみ計		t/年	5,286	5,300	5,286	5,286	5,286	5,300	5,286	5,286
		(資源ごみ含む)	t/日	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48
		(資源ごみ含む)	t/事業所	3.00	3.01	3.00	3.00	3.00	3.01	3.00	3.00
		(資源ごみ除く)	t/事業所	2.24	2.25	2.24	2.24	2.24	2.25	2.24	2.24
	計(家庭系+事業系)		t/年	19,997	20,061	20,019	20,029	20,040	20,106	20,063	20,074
			t/日	54.79	54.81	54.85	54.87	54.90	54.93	54.97	55.00
集団回収	ビン		g/人・日	995.1	995.1	995.3	995.3	995.4	995.5	995.5	995.6
			t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
			t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
			t/年	6	6	6	6	6	6	6	6
			t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		t/年	6	6	6	6	6	6	6	6
			t/日	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
			g/人・日	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		総排出量(家庭系+事業系+集団回収)		t/年	20,003	20,067	20,025	20,035	20,046	20,112	20,069
	t/日		54.80	54.83	54.86	54.89	54.92	54.95	54.98	55.01	
	g/人・日		995.4	995.4	995.6	995.6	995.7	995.8	995.8	995.9	

(3) 排出抑制・再生利用目標の設定

① 排出抑制・再生利用目標の指標

本計画で定める排出抑制・再生利用目標の指標は、表 3-4-6 のとおりとした。

表 3-4-6 排出抑制・再生利用の目標の指標

項 目		算出方法
排出抑制 の目標	家 庭 系 ご み 原 単 位	$\text{＝家庭系ごみ量} \div \text{人口} \div \text{年間日数(365 日又は 366 日)}$
	事 業 系 ご み 1 日 量	$\text{＝事業系ごみ量} \div \text{年間日数(365 日又は 366 日)}$
	ご み 排 出 量 原 単 位	$\text{＝ごみ総排出量(家庭系ごみ量} + \text{事業系ごみ量} + \text{集団回収量)} \div \text{人口} \div \text{年間日数(365 日又は 366 日)}$
再生利用 の目標	リ サ イ ク ル 率	$\text{＝総資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$

② 排出抑制目標の設定

上位計画や本地域のごみ処理の実情を踏まえ、排出抑制の目標を以下のよう
に定めた。

(排出抑制目標)

【家庭系ごみ】

家庭系ごみ原単位は、嘉手納町・読谷村ともに現状対策を継続し、未実施の施策を計画的に実施していくことで減量化する。減量化の割合は、本計画策定時と同様に 5 年ごとに約 2%程度を見込む。

【事業系ごみ】

事業系ごみの 1 日排出量は、近年は、新型コロナウイルス感染拡大による事業活動の縮小から立ち直りつつある状況なため、事業活動の抑制に影響がある施策は避けるべきと考える。

県平均と比べても、嘉手納町と読谷村の事業系ごみ量は少ない状況であるが、事業系ごみには、産業廃棄物が多く混入しているため、分別の徹底を呼びかける必要がある。

したがって、産業廃棄物の混入を防止することで、事業系ごみを現状よりも増加しないように抑制していく。

上記目標を達成した場合の構成町村及び本地域の目標値を現状対策時の数値と併せて表 3-4-7～表 3-4-9 に示す。

表 3-4-7 嘉手納町の現状対策時と排出抑制目標達成時のごみ排出量目標値

年度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
家庭系ごみ 原単位 (g/人・日)	現状 対策時	637.4	637.4	637.4	637.4	637.4	637.4	637.4	637.4
	目標 達成後	—	635.2	633.0	630.8	628.6	626.4	624.2	622.0
事業系ごみ 1 日量 (t/日)	現状 対策時	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01
	目標 達成後	—	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01
ごみ排出量 原単位 (g/人・日)	現状 対策時	945.3	947.0	949.1	950.9	953.0	955.1	957.2	959.4
	目標 達成後	—	944.9	944.6	944.5	944.1	944.1	943.9	944.0

表 3-4-8 読谷村の現状対策時と排出抑制目標達成時のごみ排出量目標値

年度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
家庭系ごみ 原単位 (g/人・日)	現状 対策時	761.4	761.4	761.4	761.4	761.4	761.4	761.4	761.4
	目標 達成後	—	758.7	756.0	753.3	750.6	747.9	745.2	742.2
事業系ごみ 1 日量 (t/日)	現状 対策時	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47
	目標 達成後	—	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47
ごみ排出量 原単位 (g/人・日)	現状 対策時	1,011.0	1,010.3	1,009.7	1,009.1	1,008.5	1,007.8	1,007.2	1,006.5
	目標 達成後	—	1,008.1	1,005.2	1,002.3	999.6	996.6	993.8	990.6

表 3-4-9 本地域の現状対策時と排出抑制目標達成時のごみ排出量目標値

年度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
家庭系ごみ 原単位 (g/人・日)	現状 対策時	732.1	732.2	732.5	732.6	732.8	733.1	733.2	733.4
	目標 達成後	—	729.7	727.3	724.9	722.5	720.1	717.7	715.1
事業系ごみ 1 日量 (t/日)	現状 対策時	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48
	目標 達成後	—	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48
ごみ排出量 原単位 (g/人・日)	現状 対策時	995.4	995.4	995.6	995.6	995.7	995.8	995.8	995.9
	目標 達成後	—	993.2	991.0	988.9	986.8	984.6	982.4	980.1

④再生利用目標の設定

上位計画や本地域のごみ処理の実情を踏まえ、再生利用目標は、ごみ排出量が削減される中、草木等の資源ごみ回収量を維持し、集団回収を平成 30 年度と同等にまで戻すことによって、令和 11 年度で 24.9%を目指す。

目標達成後の推計結果については、次頁以降に示す。

【リサイクル率】

令和 11 年度までにリサイクル率を 24.9%まで向上させる。

(4)ごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

目標達成後の嘉手納町、読谷村及び本地域のごみ排出量の推計結果を 3-4-10～3-4-12 に示す。

表 3-4-10 嘉手納町のごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

年度				R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
				実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
行政区域内人口			人	13,037	12,954	12,872	12,789	12,707	12,624	12,542	12,459
事業所数			事業所	579	579	579	579	579	579	579	579
排出量	排出量	年間量	t/年	4,498	4,480	4,438	4,409	4,379	4,362	4,321	4,293
	家庭系	年間量	t/年	3,033	3,012	2,974	2,945	2,915	2,894	2,857	2,829
		原単位(資源含む)	g/人・日	637.4	635.2	633.0	630.8	628.6	626.4	624.2	622.0
	事業系	年間量	t/年	1,465	1,468	1,464	1,464	1,464	1,468	1,464	1,464
		1日量	t/日	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01	4.01
		原単位(資源含む)	t/事業所	2.53	2.54	2.53	2.53	2.53	2.54	2.53	2.53
	集団回収量	年間量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	総排出量	年間量	t/年	4,498	4,480	4,438	4,409	4,379	4,362	4,321	4,293
			原単位(資源含む)	g/人・日	945.3	944.9	944.6	944.1	944.1	943.9	944.0

表 3-4-11 読谷村のごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

年度				R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
				実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
行政区域内人口			人	42,018	42,126	42,235	42,343	42,452	42,561	42,671	42,781
事業所数			事業所	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181
排出量	排出量	年間量	t/年	15,499	15,530	15,476	15,464	15,453	15,482	15,428	15,412
	家庭系	年間量	t/年	11,678	11,698	11,654	11,642	11,631	11,650	11,606	11,590
		原単位(資源含む)	g/人・日	761.4	758.7	756.0	753.3	750.6	747.9	745.2	742.2
	事業系	年間量	t/年	3,821	3,832	3,822	3,822	3,822	3,832	3,822	3,822
		1日量	t/日	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47	10.47
		原単位(資源含む)	t/事業所	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24	3.24
	集団回収量	年間量	t/年	6	13	20	27	36	43	50	56
	総排出量	年間量	t/年	15,505	15,543	15,496	15,491	15,489	15,525	15,478	15,468
			原単位(資源含む)	g/人・日	1,011.0	1,008.1	1,005.2	1,002.3	999.6	996.6	993.8

表 3-4-12 本地域のごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

			単位	R4 実績	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	
行政区域内人口			人	55,055	55,080	55,107	55,132	55,159	55,185	55,213	55,240	
事業所数			事業所	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	10,594	10,593	10,518	10,479	10,442	10,441	10,366	10,324	
		不燃ごみ	t/年	487	487	484	483	481	481	478	477	
		粗大ごみ	t/年	487	487	484	483	481	481	478	477	
		資源ごみ	t/年	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429	
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	341	341	341	341	341	341	341	341	
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
		資源ごみ(PET)	t/年	217	217	217	217	217	217	217	217	
		資源ごみ(古 紙)【単独】	t/年	569	569	569	569	569	569	569	569	
		資源ごみ(草 木)【単独】	t/年	280	280	280	280	280	280	280	280	
		資源ごみ(廃食油)【単独】	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	
		資源ごみ(古 布)【単独】	t/年	20	20	20	20	20	20	20	20	
		計	t/年	12,997	12,996	12,915	12,874	12,833	12,832	12,751	12,707	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	9	9	9	9	9	9	9	9	
		不燃ごみ	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	
		粗大ごみ	t/年	31	31	30	30	30	29	29	29	
		資源ごみ	t/年	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671	
		資源ごみ(ビ ン)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
		資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	
		資源ごみ(草 木)	t/年	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671	1,671	
		計	t/年	1,714	1,714	1,713	1,713	1,713	1,712	1,712	1,712	
	事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	3,747	3,758	3,747	3,747	3,747	3,758	3,747	3,747
			不燃ごみ	t/年	82	82	82	82	82	82	82	82
			粗大ごみ	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2
			資源ごみ	t/年	214	214	214	214	214	214	214	214
			資源ごみ(ビ ン)	t/年	139	139	139	139	139	139	139	139
			資源ごみ(古 紙)	t/年	9	9	9	9	9	9	9	9
			資源ごみ(PET)	t/年	66	66	66	66	66	66	66	66
			計	t/年	4,045	4,056	4,045	4,045	4,045	4,056	4,045	4,045
		直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	87	87	87	87	87	87	87	87
			不燃ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1
			粗大ごみ	t/年	22	22	22	22	22	22	22	22
			資源ごみ	t/年	1,131	1,134	1,131	1,131	1,131	1,134	1,131	1,131
			資源ごみ(ビ ン)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
			資源ごみ(古 紙)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
			資源ごみ(草 木)	t/年	1,131	1,134	1,131	1,131	1,131	1,134	1,131	1,131
			計	t/年	1,241	1,244	1,241	1,241	1,241	1,244	1,241	1,241
排出量	家庭系ごみ計	家庭系ごみ計	t/年	14,711	14,710	14,628	14,587	14,546	14,544	14,463	14,419	
		(資源ごみ含む)	g/人・日	732.1	729.7	727.3	724.9	722.5	720.1	717.7	715.1	
		(資源ごみ含む)	kg/人	267	267	265	265	264	264	262	261	
		(資源ごみ除く)	kg/人	211	211	209	208	208	207	206	205	
	事業系ごみ計	事業系ごみ計	t/年	5,286	5,300	5,286	5,286	5,286	5,300	5,286	5,286	
		(資源ごみ含む)	t/日	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	
		(資源ごみ含む)	t/事業所	3.00	3.01	3.00	3.00	3.00	3.01	3.00	3.00	
		(資源ごみ除く)	t/事業所	2.24	2.25	2.24	2.24	2.24	2.25	2.24	2.24	
	計 (家庭系+事業系)	t/年	19,997	20,010	19,914	19,873	19,832	19,844	19,749	19,705		
		t/日	54.79	54.67	54.56	54.45	54.33	54.22	54.11	53.99		
集団回収	ビン	g/人・日	995.1	992.6	990.1	987.6	985.0	982.5	980.0	977.3		
		t/年	0	0	0	0	1	1	1	1		
		古 紙	t/年	0	6	12	18	24	30	36	42	
		缶 類	t/年	6	7	8	9	10	11	12	12	
		廃食油	t/年	0	0	0	0	1	1	1	1	
	計	t/年	6	13	20	27	36	43	50	56		
		t/日	0.02	0.04	0.05	0.07	0.10	0.12	0.14	0.15		
		g/人・日	0.3	0.6	1.0	1.3	1.8	2.1	2.5	2.8		
	総排出量(家庭系+事業系+集団回収)	t/年	20,003	20,023	19,934	19,900	19,868	19,887	19,799	19,761		
		t/日	54.80	54.71	54.61	54.52	54.43	54.34	54.24	54.14		
g/人・日		995.4	993.2	991.0	988.9	986.8	984.6	982.4	980.1			

(5)ごみ処理・処分の推計結果(排出抑制・再生利用の目標達成後)

目標達成後の本地域のごみ処理・処分の推計結果を 3-4-13 に示す。また、表 3-1-14 にごみ処理計画のまとめを示す。

表 3-4-13 本地域のごみ処理・処分の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

			単位	R4 実績	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	
施設搬入別内訳	焼却施設	家庭系可燃ごみ	焼却処理	t/年	10,603	10,602	10,527	10,488	10,451	10,450	10,375	10,333
		事業系可燃ごみ	—	t/年	3,834	3,845	3,834	3,834	3,834	3,845	3,834	3,834
		可燃物	焼却処理	t/年	3,811	3,822	3,811	3,811	3,811	3,822	3,811	3,811
		紙類(可燃物以外)	資源化	t/年	23	23	23	23	23	23	23	23
	不燃・粗大ごみ処理施設	不燃ごみ+粗大ごみ	—	t/年	1,115	1,115	1,108	1,106	1,102	1,101	1,095	1,093
		可燃物	焼却処理	t/年	331	332	330	329	327	328	326	325
		不燃残渣	埋立処分	t/年	251	251	249	249	248	248	246	246
		金属類	資源化	t/年	476	475	472	471	470	469	467	466
		ガラス類	資源化	t/年	30	30	30	30	30	30	30	30
		乾電池・蛍光灯	資源化	t/年	27	27	27	27	27	26	26	26
		資源ごみ(ビン)	資源化	t/年	480	480	480	480	480	480	480	480
	ヤード・ストック	資源ごみ(古紙)	資源化	t/年	9	9	9	9	9	9	9	9
		資源ごみ(PET)	—	t/年	283	283	283	283	283	283	283	283
		可燃物	焼却処理	t/年	35	35	35	35	35	35	35	35
		PET(可燃物以外)	資源化	t/年	248	248	248	248	248	248	248	248
ごみ処理内訳	焼却処理		—	t/年	15,731	15,743	15,649	15,606	15,565	15,577	15,483	15,437
	減量化量		—	t/年	13,882	13,893	13,810	13,772	13,736	13,746	13,663	13,623
	焼却残渣(主灰・飛灰)		埋立	t/年	1,849	1,850	1,839	1,834	1,829	1,831	1,820	1,814
	資源化		—	t/年	4,889	4,898	4,899	4,905	4,913	4,922	4,924	4,929
	中間処理後資源化		資源化	t/年	1,201	1,200	1,197	1,196	1,195	1,194	1,192	1,191
	直接資源化		資源化	t/年	3,682	3,685	3,682	3,682	3,682	3,685	3,682	3,682
	資源ごみ(古紙)【単独】		資源化	t/年	578	578	578	578	578	578	578	578
	資源ごみ(草木)【単独】※		資源化	t/年	3,082	3,085	3,082	3,082	3,082	3,085	3,082	3,082
	資源ごみ(廃食油)【単独】		資源化	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2
	資源ごみ(古布)【単独】		資源化	t/年	20	20	20	20	20	20	20	20
	集団回収		—	t/年	6	13	20	27	36	43	50	56
	ビン		資源化	t/年	0	0	0	0	1	1	1	1
	古紙		資源化	t/年	0	6	12	18	24	30	36	42
	缶類		資源化	t/年	6	7	8	9	10	11	12	12
	廃食油		資源化	t/年	0	0	0	0	1	1	1	1
	最終処分		—	t/年	2,096	2,101	2,088	2,083	2,077	2,079	2,066	2,060
	焼却残渣・処理飛灰		埋立	t/年	1,849	1,850	1,839	1,834	1,829	1,831	1,820	1,814
	不燃残渣		埋立	t/年	251	251	249	249	248	248	246	246

※直接搬入分も含む

リサイクル率＝総資源化量÷総排出量	%	24.4%	24.5%	24.6%	24.6%	24.7%	24.7%	24.9%	24.9%
最終処分率＝最終処分量÷総排出量	%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.4%	10.4%

表 3-4-14 本地域のごみ処理計画のまとめ(排出抑制・再生利用目標達成後)

				年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
				実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計	
行政区域内人口				人	55,055	55,080	55,107	55,132	55,159	55,185	55,213	55,240	
事業所数				事業所	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760	
排出量	排出量	年間量	t/年	19,997	20,010	19,914	19,873	19,832	19,844	19,749	19,705		
		家庭系	年間量	t/年	14,711	14,710	14,628	14,587	14,546	14,544	14,463	14,419	
	(うち、資源ごみ量)		t/年	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100		
	原単位(資源含む)		g/人・日	732.1	729.7	727.3	724.9	722.5	720.1	717.7	715.1		
	原単位(資源含む)		kg/人	267	267	265	265	264	264	262	261		
	原単位(資源除く)		kg/人	211	211	209	208	208	207	206	205		
	事業系		年間量	t/年	5,286	5,300	5,286	5,286	5,286	5,300	5,286	5,286	
		(うち、資源ごみ量)	t/年	1,345	1,348	1,345	1,345	1,345	1,348	1,345	1,345		
		1日量	t/日	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48	14.48		
		原単位(資源含む)	t/事業所	3.00	3.01	3.00	3.00	3.00	3.01	3.00	3.00		
		原単位(資源除く)	t/事業所	2.24	2.25	2.24	2.24	2.24	2.25	2.24	2.24		
		集団回収量	年間量	t/年	6	13	20	27	36	43	50	56	
	総排出量	年間量	t/年	20,003	20,023	19,934	19,900	19,868	19,887	19,799	19,761		
		原単位(資源含む)	g/人・日	995.4	993.2	991.0	988.9	986.8	984.6	982.4	980.1		
再生利用量	直接資源化量	年間量	t/年	3,682	3,685	3,682	3,682	3,682	3,685	3,682	3,682		
		対排出量の割合	%	18.4%	18.4%	18.5%	18.5%	18.6%	18.6%	18.6%	18.7%		
	集団回収量	年間量	t/年	6	13	20	27	36	43	50	56		
	処理後再生利用 (中間処理後資源化)	年間量	t/年	1,201	1,200	1,197	1,196	1,195	1,194	1,192	1,191		
		対排出量の割合	%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%		
	総資源化量 (リサイクル率)	年間量	t/年	4,889	4,898	4,899	4,905	4,913	4,922	4,924	4,929		
		対総排出量の割合	%	24.4%	24.5%	24.6%	24.6%	24.7%	24.7%	24.9%	24.9%		
	紙類	年間量	t/年	2,462	2,469	2,464	2,465	2,466	2,474	2,469	2,469		
		金属類	年間量	t/年	482	482	480	480	480	480	479	478	
		ガラス類	年間量	t/年	510	510	510	510	511	511	511	511	
		PET	年間量	t/年	283	283	283	283	283	283	283	283	
		草木	年間量	t/年	3,082	3,085	3,082	3,082	3,082	3,085	3,082	3,082	
		廃食油	年間量	t/年	2	2	2	2	3	3	3	3	
		乾電池・蛍光灯	年間量	t/年	27	27	27	27	27	26	26	26	
		古布	年間量	t/年	20	20	20	20	20	20	20	20	
熱回収量(年間の発電電力量)				年間量	MWh/年	-	-	-	-	-	-		
減量化量				年間量	t/年	13,882	13,893	13,810	13,772	13,736	13,746	13,663	13,623
(減量化率)				対排出量の割合	%	69.4%	69.4%	69.3%	69.3%	69.3%	69.3%	69.2%	69.1%
焼却処理量				年間量	t/年	15,731	15,743	15,649	15,606	15,565	15,577	15,483	15,437
最終処分量				年間量	t/年	2,096	2,101	2,088	2,083	2,077	2,079	2,066	2,060
(最終処分率①)				対排出量の割合	%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%
(最終処分率②)				対総排出量の割合	%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.4%	10.4%

2. 排出抑制・再生利用の目標達成による効果

排出抑制・再生利用の目標を達成した場合の効果を検証するため、ごみ総排出量、ごみ排出量原単位、総資源化量、最終処分量について現状対策時と排出抑制・再生利用目標を達成した場合の推計値を比較した。ごみ総排出量については表 3-4-15、図 3-4-1、ごみ排出量原単位については表 3-4-16、図 3-4-2、総資源化量については表 3-4-17、図 3-4-3、及び最終処分量については表 3-4-18、図 3-4-4 に示す。

表 3-4-15 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後のごみ総排出量の推計値の比較

単位:t/年

年度	実績	現状対策時		排出抑制・再生利用 目標達成後	
	R4	R6	R11	R6	R11
家庭系ごみ量	14,711	14,733	14,788	14,628	14,419
事業系ごみ量	5,286	5,286	5,286	5,286	5,286
集団回収量	6	6	6	20	56
総排出量	20,003	20,025	20,080	19,934	19,761
排出抑制量	—	—	—	91	319

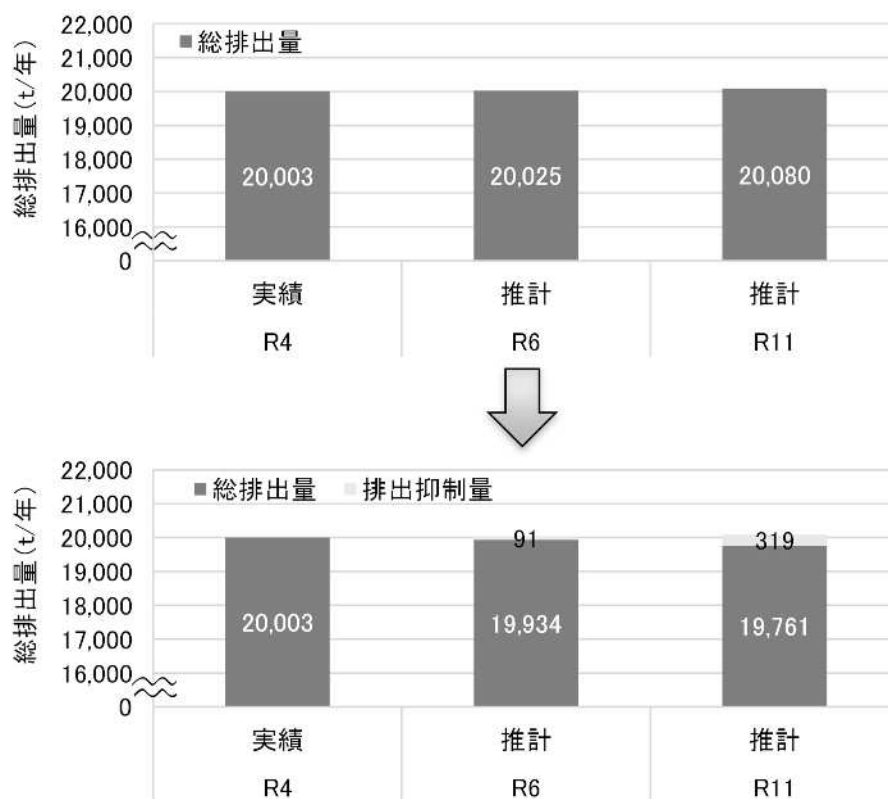


図 3-4-1 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後のごみ総排出量の推計値の比較

表 3-4-16 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後のごみ排出量原単位の推計値の比較

単位: g/人・日

年度	実績	現状対策時		排出抑制・再生利用 目標達成後	
	R4	R6	R11	R6	R11
排出量原単位 ^{※1}	995.4	995.6	995.9	991.0	980.1
排出抑制量	—	—	—	4.6	15.8

※1: 排出量原単位 = ごみ総排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数 (365 日)

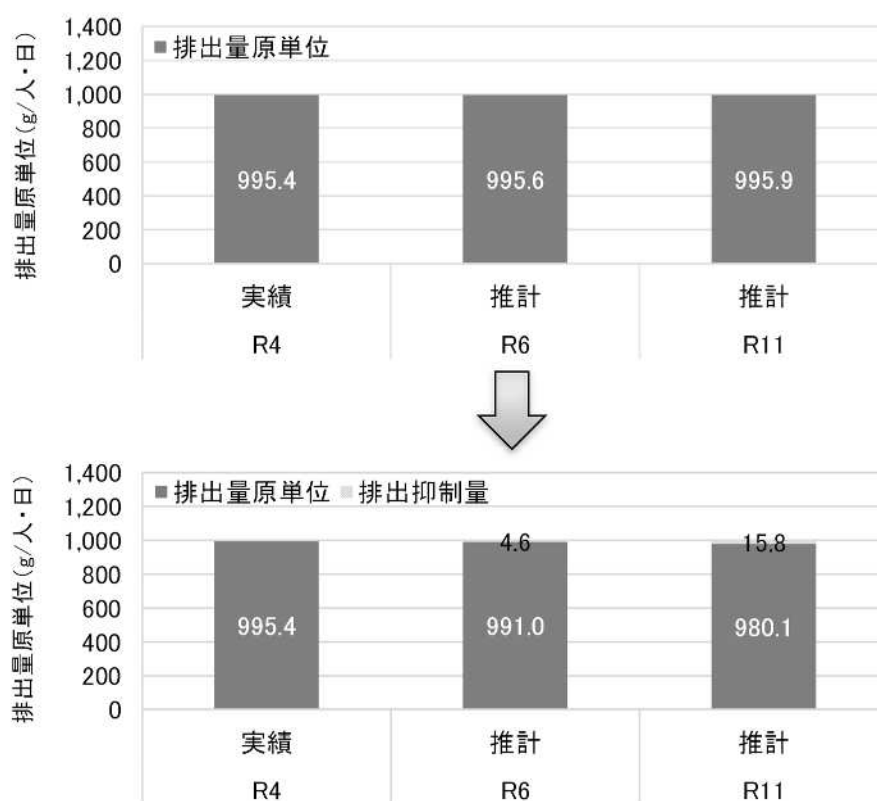


図 3-4-2 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後のごみ排出量原単位の推計値の比較

表 3-4-17 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後の資源化量の推計値の比較

単位: t/年

年度	実績	現状対策時		排出抑制・再生利用 目標達成後	
	R4	R6	R11	R6	R11
総資源化量	4,889	4,895	4,911	4,899	4,929
資源化増加量	—	—	—	4	18
リサイクル率※1	24.4%	24.5%	24.5%	24.6%	24.9%

※1: リサイクル率=総資源化量÷ごみ総排出量

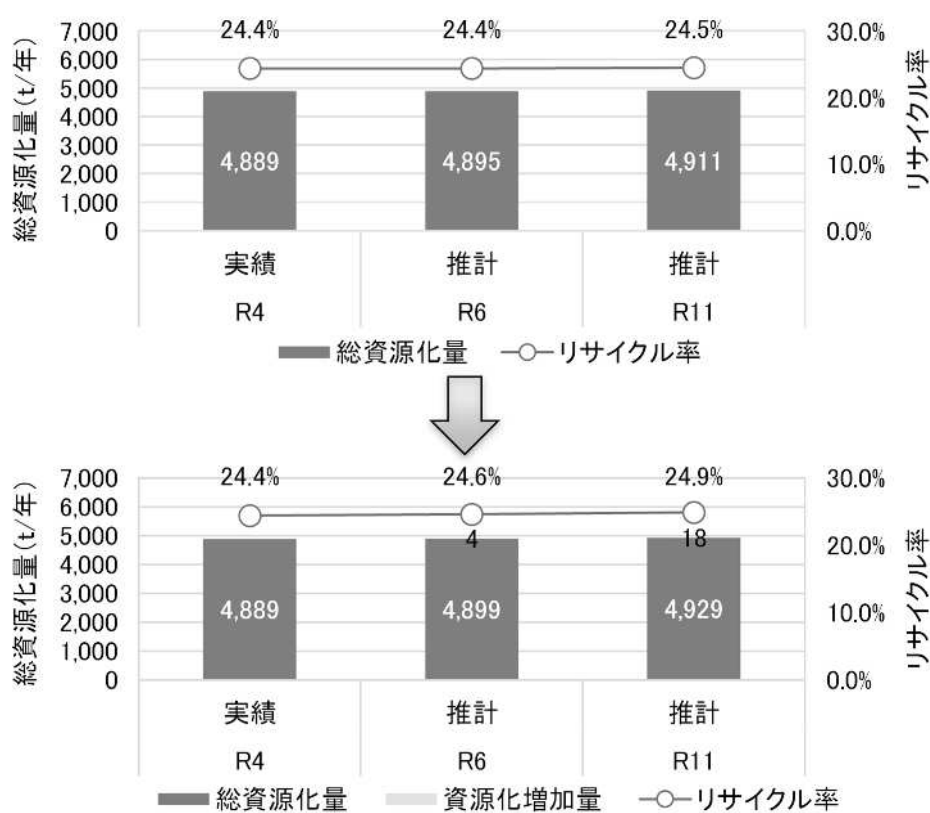


図 3-4-3 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後の資源化量の推計値の比較

表 3-4-18 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後の最終処分量の推計値の比較

単位: t/年

年度	実績	現状対策時		排出抑制・再生利用目標達成後	
	R4	R6	R11	R6	R11
最終処分量	2,096	2,137	2,142	2,088	2,060
最終処分削減量	—	—	—	49	82
最終処分率※1	10.5%	10.7%	10.7%	10.5%	10.4%

※1: 最終処分率=最終処分量÷総排出量

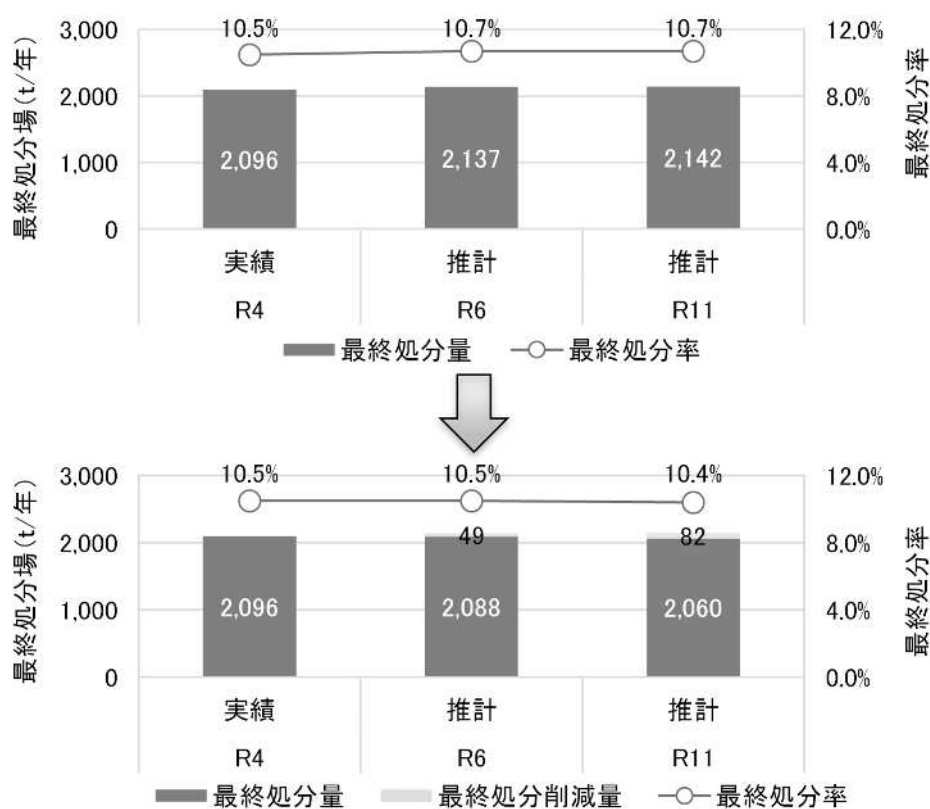


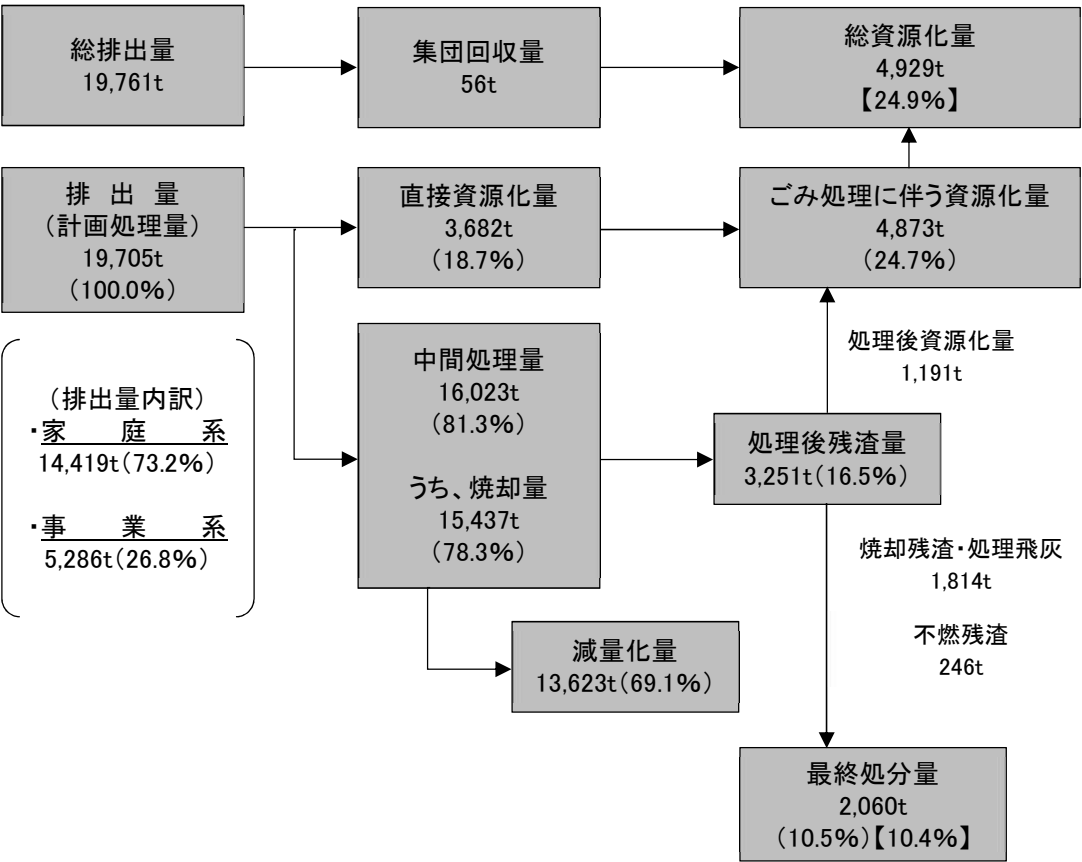
図 3-4-4 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後の最終処分量の推計値の比較

3. 計画目標年次のごみ処理・処分フロー（排出抑制・再生利用目標達成後）

令和 11 年度の本地域のごみ処理・処分フローを図 3-4-5 に示す。

本計画で定めた目標を達成した場合、令和 11 年度の総排出量は、集団回収を含め、19,761 t であり、再生利用される総資源化量は 4,929 t、リサイクル率（総資源化量÷総排出量）は 24.9%となる見込みである。

また、中間処理による減量化量は 13,623 t の見込みであり、集団回収を除いた排出量の 69.1%が減量化される見込みである。また、総排出量の 10.4%に当たる 2,060 t が埋立処分される見込みである。中間処理量のうち、13,623 t が焼却処理される見込みである。



※1：（ ）の割合（%）は集団回収量を除いた排出量に対する割合。

※2：【 】の割合（%）は総排出量に対する割合。

図 3-4-5 本地域の目標年度のごみ処理・処分フロー（令和 11 年度）

4. 施策の体系

本計画の施策体系図を図 3-4-6 に示す。

新たな目標設定を達成するには、現在取り組んでいる施策を継続しつつ、未実施の施策を中心に、各主体において計画的に取り組んでいく。

また、分別収集における課題を踏まえて、分別区分の変更について検討する。そして、環境美化センターの新施設整備、最終処分場の増設についても、併せて実施していく。

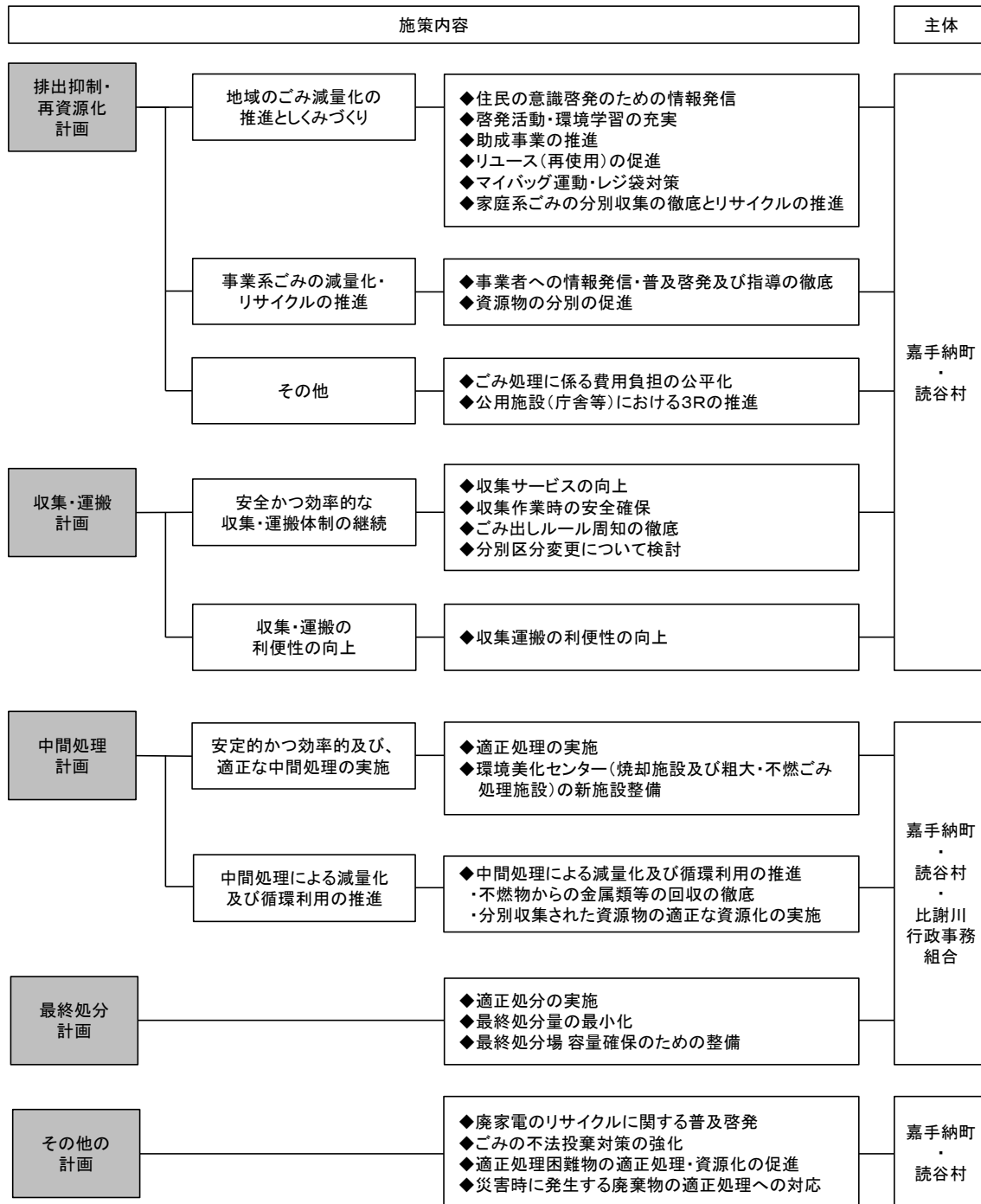


図 3-4-6 本計画の施策体系

5. 排出抑制・再生利用計画

(1) 基本方針

排出抑制・再資源化に関する基本方針としては、循環型社会の構築に向けて、以下のとおり設定する。

【排出抑制・再生利用に関する基本方針】

住民・事業者・行政が互いに連携し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を意識して、それぞれが役割と責任を果たしながらごみの排出抑制・再生利用に取り組み、循環型社会の構築を目指す。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2には、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」と記載されており、構成町村は、計画に基づいた廃棄物行政を行うことが求められる。

したがって、各施策は、構成町村が主体となって適切に推進する。組合は、構成町村の方針に基づいた対応を実施する。住民や事業者は、構成町村が実施する各施策に協力し、ごみの分別徹底や排出抑制・再生利用等に努める。

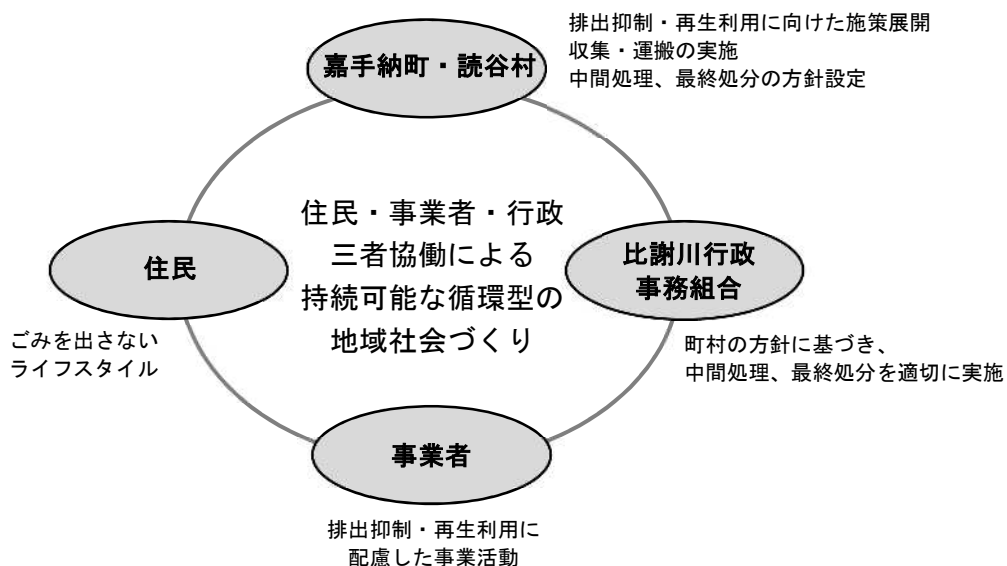


図 3-4-7 排出抑制・再生利用を進めるための住民・事業者・行政の協働のイメージ

(2) 排出抑制・再生利用の取組(住民・事業者・行政)

ごみの排出抑制・再生利用を進めるための取組は、住民・事業者・行政が、それぞれの役割を明確にした上で、お互いが様々な角度から連携し協力しながら取り組んでいかなければ実効あるものとはならない。

ここでは、ごみのリデュース、リユース、リサイクルの取組いわゆる、「3 R 運動」を効果的なものとするために、それぞれが行うごみ減量化への具体的な取組を整理した。

【3R運動とは】

3R運動のRとは以下を意味する。

Reduce(リデュース: 排出抑制)→ごみそのものを減らす

Reuse(リユース: 排出抑制)→何回も繰り返し使う

Recycle(リサイクル: 再資源化)→再び資源として利用するか余熱利用する

3R運動とは、3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会、いわゆる循環型社会をつくろうとするものである。

①住民の取組

住民はごみの排出者としての責任を自覚し、大量消費、大量廃棄の生活から3Rを意識し環境に配慮した生活スタイルを心がける。具体的な取組を以下に示す。

◆3R意識の向上

地域で開催される環境啓発イベントや講習会、施設見学等の機会を積極的に活用し、ごみ問題に対する関心・理解を深める。

◆家庭における3Rの推進

ごみを減らすために、一人ひとりが、日々の生活のなかで、できることから3Rを実施していく。

【主な取組】

- ごみを出さない買い物行動(必要なものだけ購入する、過剰包装を辞退する、マイバッグを持参する等)を心がける。
- ものを無駄なく大事に使う(修理してできるだけ長く使う、必要な人へ譲渡する等)よう心がける。
- 生ごみは、家庭で堆肥化し利用したり、ごみとして排出する場合は水切りを徹底することで、排出抑制に努める。
- エコレシピの実践や冷蔵庫に残っている食材、消費期限のチェック等により、食品ロス(食べられずに捨てられる食材)の削減に努める。
- 紙ストローや木製スプーン等、プラスチック代替素材の製品を利用することで、プラスチックの削減に努める。

- 家庭で不要になったものでリサイクル可能なものについては、店頭回収や集団回収などを積極的に利用する。また、資源物として排出する場合には、構成町村が定める分別排出のきまりを遵守する。

◆地域における３Ｒや環境美化の推進

地域におけるごみの減量・リサイクルや環境美化活動の取組に積極的に自主的、主体的に参加する。

②事業者の取組

◆消費者の３Ｒの取組へ配慮した事業活動の推進

製品の生産に際しては、消費者に廃棄物を出させないように、設計・製造段階で再使用や資源化を考慮した製品づくりを行い、商品の流通・販売に際しては、簡易包装に努める。また、使用済み容器などの回収ルートや資源化システムの整備を進める。

◆事業者が排出するごみの適正処理・３Ｒの推進

「自己処理責任の原則」のもと、環境にやさしい事業者を目指し、適正処理を前提に発生抑制を優先した資源循環の取組を進める。

【主な取組】

- 事務用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。また、可能な限り物を無駄にしないよう努める。
- 事業者は、排出するごみの資源化を推進するため、事業者は独自で資源化ルートを確保するよう努める。
- 多量排出事業者は、排出するごみの適正処理や３Ｒの取組を計画的に推進するために、自主的にごみの減量化計画等を策定する。また、設定したごみの減量化目標をもとに進行管理を行うことで、３Ｒに対する意識を向上させ、ごみの減量・リサイクルを着実に進めるよう努める。
- 小規模事業者は、排出抑制や資源物の分別の徹底を図るよう努める。
- 食品ロスやプラスチックの削減に配慮した事業を実施する。
- 一般廃棄物と産業廃棄物を混合せず、適切な分別排出に努める。

◆地域の循環型社会の形成への貢献

事業活動を通して、地域の循環型社会の形成に積極的に参画する。マイバッグ運動の推進や店頭回収の実施、再使用や資源化の方法のPRなど、家庭から出るごみの減量化につながる活動を自主的に主体的に行い、社会に貢献する。

また、住民団体や行政のによるごみ減量・リサイクルや環境美化活動などの取組に積極的に協力する。

③行政の取組

組合及び構成町村は、一般廃棄物の処理責任者として、一般廃棄物に関する適正処理及び3Rへの取組を推進するとともに、住民、事業者に対しては、3Rの取組が円滑に行われるよう各種施策を実施する。一方、事業者・消費者として、3Rに重点を置いた環境負荷の少ない取組を率先する。

具体的な取組を以下に示す。

◆地域のごみ減量化の推進としくみづくり

○住民の意識啓発のための情報発信

ごみに関する住民の意識を高めるため、ごみ減量やリサイクルに取り組むために必要や知識や情報を積極的に発信していく。

【主な取組】

- ホームページや広報誌等を活用した家庭でできる3R運動等の情報発信
- ごみ問題や環境をテーマにした各種イベントの紹介
- 地域のリサイクル活動（集団回収等）や清掃活動などの取組紹介
- 食品ロスやプラスチックの削減に関する取組紹介

○住民への啓発活動・環境学習の充実

住民一人ひとりがごみ減量やリサイクルの重要性等に関心をもち、理解を深め、3Rの取組を実施していけるよう、家庭や地域、学校、職場など様々な場所での啓発活動や環境学習の充実を図る。

【主な取組】

- ごみ処理施設見学の積極的受入れ
- 学校での環境教育教材・副読本の活用
- ごみ問題や環境をテーマにした出前講座などの講習会の開催
- 地域で行われるリサイクル活動や美化活動・清掃活動の推進
- マイバッグ運動の実施

○助成事業の推進

家庭から出るごみの自主的な減量化・資源化の支援制度として実施している、生ごみ処理機器等の購入設置や集団回収に対する助成事業を継続する。

○リユース（再使用）の促進

不用品については、フリーマーケットやリサイクルショップ及び修理店の利用を促し、まだ使えるものについて再使用を促進する。

○マイバッグ運動・レジ袋対策

地域の商工会議所等と連携してマイバッグ運動、レジ袋対策を推進する。

○家庭系ごみの分別収集の徹底とリサイクルの推進

資源物の分別の徹底

家庭系ごみのうち、可燃ごみの中には資源として再利用できる紙類やペットボトルなどが多く混入していることから、引き続き分別の推進を図る。

店頭回収等の推進

資源物の分別を進めるため、多様化していく住民の生活に合わせて、誰もが参加できるように集団回収、分別収集、拠点回収、店頭回収等の多様な選択肢を設けるなど、資源物を出しやすい環境づくりに努める。

◆事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進

○事業者への情報発信・普及啓発及び指導の徹底

事業者には、自らごみを減量化・資源化し適正に処理する義務があることを周知・徹底する。特に、環境美化センターでは、焼却ごみ量の約3割を占める事業系ごみの減量・リサイクルは大変重要な課題となっていることから、ごみを多量に排出する事業者等に対し、適正処理及びごみの減量・リサイクルを促すために指導の徹底を図る。

また、「事業系ごみ分別の手引き」を作成し、事業者に配布することで、ごみの分別徹底を促す。

○資源物の分別の促進

事業系ごみにの資源化の推進に向けて事業者への啓発活動を行うほか、業界団体や商工会議所等との事業者間の連携・協力を促進し、事業所から排出される資源物のリサイクルルートが確保できるよう支援する。

◆その他

○ごみ処理に係る費用負担の公平化

ごみ処理の負担の公平化、ごみ減量やリサイクルを推進する観点から、ごみの排出量の推移や周辺自治体（一部事務組合等含む）の動向を踏まえ、必要に応じてごみの処理手数料の見直しを検討する。

○公共施設(庁舎等)における３Ｒの推進

事業者・消費者として、ごみの排出抑制や適正分別に努めるとともに、事務用品などの庁用品や公共関与事業において、積極的な再生品利用（グリーン購入）を進める。

6. 収集・運搬計画(分別収集計画)

(1) 収集・運搬の基本方針

収集・運搬の基本方針は以下のとおりとする。

【収集・運搬に関する基本方針】

- (1) 安全かつ効率的で安定した収集・運搬体制の継続
- (2) 収集・運搬の利便性の向上

(2) ごみの分別区分

構成町村の将来の分別区分を表 3-4-19 に示す。

ごみの分別区分について、当面は、現行の分別区分を維持するが、資源ごみについては、アルミ缶、スチール缶、ビン類の色分け、その他プラスチック、白色トレイの分別収集について、令和 7 年度を目途に検討を進める。また、住民と事業者には分別の徹底を啓発することでリサイクルを推進する。

資源化可能な品目ごとの分別収集方針を表 3-4-20 に示す。現状において分別対象となっていない資源化対象物については、資源物として分別収集し資源化を行う可能性について調査・研究を行うなどの資源化を進めるための取組を行う。

表 3-4-19 構成町村の将来の分別区分(家庭系)

分別区分			嘉手納町	読谷村
もやせるごみ(可燃ごみ)			○	○ 草木・古布類含む
もやさないごみ(不燃ごみ)			○	○
有害ごみ(蛍光灯・乾電池・体温計)			○	○
資源ごみ	ビン		○ (ビンとスプレー缶を併せて回収)	○
	スプレー缶			○
	ペットボトル		○	○
	古紙	ダンボール・紙箱	○	○
		雑誌・本類	○	○
		新聞紙・チラシ	○	○
		紙パック	○	○
	草木		○	○ (自己搬入のみ)
	廃食油		○	○ (拠点回収のみ)
	古着・古布		○	○ (指定された自治会に自己搬入)
粗大ごみ			○	○

表 3-4-20 資源化可能品目ごとの分別収集方針

資源物品目		現行の分別区分	今後の対応
アルミ缶・スチール缶		もやさないごみ (不燃ごみ)	【資源化】 アルミ缶とスチール缶の分別収集を検討する。
ガラスびん		資源ごみ (ビン)	【資源化】 びんの色分けを検討する。
ペットボトル		資源物 (ペットボトル)	【継続】 現行の分別区分で分別し、資源化する。
プラスチック製容器包装(白色トレイ、 その他のプラスチック製容器包装)		もやせるごみ (可燃ごみ)	【資源化】 資源ごみとして分別収集すること を検討する。
紙製容器包装 (飲料用紙パック、 ダンボール、その他の紙製容器包装)		資源ごみ (古紙)	【継続】 現行の分別区分で分別し、 資源化する。
古紙類			
古布類		資源ごみ (古着・古布)	【継続】 現行の分別区分で分別し、 資源化する。
バイオマス資源	生ごみ	もやせるごみ (可燃ごみ)	【継続】 可燃ごみとして焼却処理する。 一方で、家庭における堆肥化に よる減量化を進める。
	廃食用油	資源ごみ (廃食用油)	【継続】 現行の分別区分で分別し、 資源化する。
	草木	資源ごみ (草木)	
乾電池・蛍光管		有害ごみ ※もやさないごみ (不燃ごみ)と併せて収集	
使用済小型電子機器等		もやさないごみ (不燃ごみ)	【継続・資源化研究】 不燃ごみとして処理し、金属回 収を行う。ただし、今後、分別収 集し資源化を行う可能性につい て調査・研究を行う。

(3)収集・運搬に関する施策

①安全かつ効率的な収集・運搬体制の継続

◆収集サービスの向上

分別品目の追加による収集体制の変更や再開発事業及び道路整備等に伴う収集ルートの変更など、状況に応じた収集・運搬体制の変更・追加を適宜行う。

◆収集作業時の安全確保

引き続き、ごみの分別徹底やごみ出しルールの指導を徹底することにより、危険物の混入防止を図り、収集作業時の安全確保に努める。

◆ごみ出しルール周知の徹底

ごみ出しルールの徹底のため、ホームページや広報等により、住民に対する意識啓発を継続する。ごみ出しルールを守らない地域や住民に対しては、直接指導を行う。また、転入者やごみ出しルールを守りにくいアパートなどの集合住宅に対するごみ出しルールの周知の徹底を図る。

◆分別区分変更について検討

資源ごみについては、アルミ缶、スチール缶、ビン類の色分け、その他プラスチック、白色トレイの分別収集について、令和7年度を目途に検討を進める。

②収集・運搬の利便性の向上

多様化する住民のニーズについて把握し、収集・運搬の利便性の向上に努める。

7. 中間処理計画

(1) 中間処理の基本方針

中間処理の基本方針は以下のとおりとする。

【中間処理に関する基本方針】

- (1) 安定的かつ効率的及び、適正な中間処理の実施
- (2) 中間処理による減量化及び循環利用の推進

(2) 中間処理の対象物及び方法

中間処理の対象物及び方法を表 3-4-21 に示す。

中間処理の対象物及び方法は、現行どおりとする。本地域で処理・処分困難物等に設定している品目については、専門の業者や各取扱店等での引取り又は処理を誘導する。

表 3-4-21 中間処理の対象物及び方法

中間処理対象物		処理方法	処理施設等	
			一次処理	二次処理
もやせるごみ (可燃ごみ)		焼却	○環境美化センター (焼却施設)	焼却残渣 一般廃棄物最終処分場
もやさないごみ (不燃ごみ) 有害ごみ 粗大ごみ		破碎・選別	○環境美化センター (粗大・不燃ごみ処理施設)	可燃物 環境美化センター(焼却施設) 不燃残渣 一般廃棄物最終処分場 資源物 資源回収業者
資源ごみ	ビン	リサイクル	○環境美化センター (ストックヤード)	資源物 資源回収業者
	ペットボトル		直接資源化	
	古紙		直接資源化	
	廃食用油		○(読谷村)草木資源化施設 ○(嘉手納町)民間資源化施設	資源物 チップ化し有効利用
	草木		直接資源化	
	集団回収 (読谷村のみ)		直接資源化	

(3) 中間処理に関する施策

① 安定的かつ効率的及び、適正な中間処理の実施

◆ 適正処理の実施

中間処理については、当面は現行体制を維持していくものとし、適正処理が実施されるよう、中間処理施設である環境美化センターの適正な維持管理、運転管理及び公害防止対策に努める。

◆ 環境美化センター（焼却施設、粗大・不燃ごみ処理施設）新施設

環境美化センター新施設の整備事業を計画的に進める。整備事業の計画を表 3-4-22 に示す。

表 3-4-22 新施設の整備事業工程

項 目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
循環型社会形成推進地域計画										
候補地決定										
施設整備基本計画										
測量・地質調査										
生活環境影響調査										
発注仕様書等作成										
土木実施設計										
土木造成工事										
次期ごみ焼却施設整備										

※土木実施設計、土木造成工事は、候補地の地形によっては不要となる場合がある。

② 中間処理による減量化及び循環利用の推進

排出されたごみについては、中間処理段階で、できるだけ減量化及び循環利用を進めることで、最終処分量を削減し、環境負荷の低減を図る。中間処理段階の循環利用の主な取組を以下に示す。

【中間処理段階の循環利用の主な取組】

- ・ 不燃物からの金属類等の回収の徹底
- ・ 分別収集された資源物の適正な資源化の実施

8. 最終処分計画

(1) 最終処分の基本方針

最終処分の基本方針は以下のとおりとする。

【最終処分に関する基本方針】

- (1) 適正処分の実施
- (2) 最終処分量の最小化
- (3) 最終処分場の増設

(2) 最終処分の対象物及び方法

最終処分の対象物は、環境美化センターで中間処理した後に発生する焼却残渣及び不燃残渣とし、最終処分は、現有最終処分場で埋立処分する。

表 3-4-23 最終処分の対象物及び方法

最終処分対象物	最終処分方法	最終処分先
焼却残渣	埋立処分	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場
処理飛灰		
不燃残渣		

(3) 最終処分に関する施策

① 適正処分の実施

当面は、現有最終処分場で埋立処分を継続していくことから、廃棄物処理法に基づいた維持管理基準を遵守し、周辺環境にも配慮した適正な維持管理を行い、安心・安全な埋立処分を継続する。

② 最終処分量の最小化

ごみの排出抑制、分別の徹底、中間処理段階の資源回収の徹底により最終処分量をできるだけ少なくし、最終処分量の最小化と現有最終処分場の延命化を図る。

③ 最終処分場の増設

最終処分量の残余容量は、現状のまま埋め立てていくと、令和 15 年度に満杯となる見込みである。そのため、最終処分場の増設工事を適切な時期に実施する。

9. その他の計画

(1) 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電等（家電 4 品目^{※1}、パソコン）のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行う。

※1：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

(2) ごみの不法投棄対策の強化

住民や事業者等のごみ排出者に対して、広報や不法投棄禁止の立て看板の設置等を通じて不法投棄防止の啓発に努める。また、住民、事業者、住民団体等と連携し、不法投棄が多い場所を中心に、巡回パトロールを強化する。

(3) 適正処理困難物の適正処理・資源化の促進

本地域で処理・処分困難物等に指定している品目については、専門の業者又は各取扱店に引取り又は処理を依頼するよう、引き続き排出者への周知の徹底を図るとともに、専門業者や各取扱店との協力体制を強化する。

(4) 災害時に発生する廃棄物の適正処理への対応

大規模な地震や風水害等の災害発生時には、通常どおりのごみ処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが予測される。このため、普段から災害時のごみの適正な処理に係る広報や啓発活動を実施する。また、ごみ処理の広域的な連携体制を整備するなど、災害発生時のごみ処理が円滑に行えるように体制の確保に努める。

災害時の廃棄物処理については、構成町村が定める「地域防災計画」及び「災害廃棄物処理計画」に基づいて、沖縄県、周辺市町村（一部事務組合等含む）のほか廃棄物処理業団体、建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに可能な限り適正な処理処分を行う。